

南城市情報化基本計画

平成 21 年度～平成 23 年度

平成 21 年 3 月

情報推進課

目次

第1章 情報化計画の基本的な検討の進め方	1
1. 背景	1
2. 目的と計画の期間	2
3. 進め方	2
4. 行政情報化と地域情報化	3
5. 情報化計画の作成にご協力いただいた南城市の団体や企業の皆様	5
第2章 国の情報化方針の整理	6
1. 国の情報政策の推移	6
2. 新電子自治体推進に求められるもの	10
3. 電子自治体における重点的に取り組むべき事項	11
第3章 市の方針における情報化関連施策の整理	13
1. 「南城市総合計画」によるまちづくりの姿	13
1.1 市民の協力によるまちづくり	13
1.2 行財政運営の効率化とまちづくりにおける ICT 技術の活用	13
1.3 地域の情報化	14
1.3.1 南城市の地域における情報化	14
1.3.2 施策毎の方針と課題	15
2. 「南城市行財政集中改革プラン」による行政内部の情報化の姿	20
2.1 南城市総合計画による情報化の姿	20
2.1.1 効率的な行政運営の推進	20
2.2 南城市行財政集中改革プランによる情報化の姿	20
2.2.1 市民ニーズに合わせたサービスの提供	20
2.2.2 情報公開制度の充実	21
2.2.3 文化財の整備と観光への寄与	21
2.2.4 課税客体の管理	22
2.2.5 行政組織や事務の簡素化・合理化の推進	22
2.2.6 職員の意識改革と人材育成	22
2.2.7 民間事業者の活用	23
2.2.8 電子自治体の推進	23
第4章 市の方針における情報化に係る検討事項の整理	23
1. 地域情報化に求められる観点	24
1.1 南城市の特性を活かした活力ある産業振興	24
1.2 教育・文化	26
1.3 地域内外の相互理解の深耕	27

1.4	市民主役の協働のまちづくり	28
1.5	安心・安全なまちづくり	28
2.	南城市自治体内部の情報化に求められる観点	29
2.1	南城市総合計画による指摘	29
2.2	南城市行財政集中改革プランによる指摘	29
第5章	情報化に関する基本的な方針	33
1.	南城市情報化に係る基本的な考え方	33
2.	南城市情報化改善優先課題	33
第6章	行政・市民・企業等からみた現状の問題と情報化の進め方	36
1.	地域情報化の現状及び情報化方針	36
1.1	産業振興	36
1.1.1	情報通信産業に係る企業の誘致	36
1.1.2	農水産物のインターネット販売	38
1.1.3	地域共同ポータルサイトの構築	40
1.2	観光産業	42
1.2.1	観光総合ポータルサイトの構築	42
1.3	健康・福祉	45
1.3.1	子育て情報提供システムの構築	45
1.3.2	高齢者・子供見守りネットワークの構築	47
1.4	教育・文化	49
1.4.1	市民の情報リテラシー教育支援	49
1.5	地域内外の相互理解深耕	49
1.5	地域内外の相互理解深耕	50
1.5.1	デジタルアーカイブの構築	50
1.6	市民ニーズに準じた行政サービス	52
1.6.1	自動交付機の導入	52
1.6.2	コンビニ収納の導入	55
1.6.3	市民サービスコールセンター構築	57
1.6.4	公金クレジット決済	60
2.	行政内部の情報化の現状及び情報化方針	61
2.1	電子自治体の推進	61
2.1.1	公有財産台帳の構築	61
2.1.2	公共施設の地デジ対策	63
2.1.3	基幹系システムのリプレース	64
2.1.4	基幹系・情報系ネットワークの統合	65
2.1.5	情報系システムのリプレース	66

2.1.6	認証方式の見直し（生体認証方式の導入）	67
2.1.7	情報資産管理・監視システムの見直し	69
2.1.8	勤怠管理システム、入退室管理システムの見直し	71
2.1.9	サーバ統合	72
2.1.10	法定外公共物管理台帳構築	73
2.1.11	沖縄マップセンターへの参画	75
2.1.12	電子入札システムの構築	76
3.	小中学校における情報化に関する現状と情報化の方針	77
3.1	教職員用パソコンの整備	77
3.2	教育における ICT の活用促進	78
3.3	学校における備品台帳の電子化	79
3.4	メールマガジンの構築	80
第7章	情報化の優先順位の検討	81
1.	南城市情報化優先順位を検討にあたっての留意点	81
2.	南城市情報化にあたっての標準的な優先順位	81
3.	優先順位と導入時期	82
4.	南城市情報化優先順位評価	83
	用語集	86

第1章 情報化計画の基本的な検討の進め方

1. 背景

(1) 計画策定にあたっての考え方

社会の構造変化により、国は地方自治体に多くの権限と責任を委ねる地方分権化を進めるとともに、健全な行財政運営への体制作りを求めている。

南城市においては、職員の人員定数削減を進める一方、行政の多様化・高度化・専門化が進む中で、市民への質の高い行政サービスを継続的に提供できる組織変革や仕組み作りを行っている。

南城市の情報化は、平成17年度に策定した「佐敷町・知念村・玉城村・大里村合併に伴う情報化5か年計画」に基づいて進めているが、時代の変化とともに現状とのずれが生じているため、情報化計画の見直しを行い、平成21年度からの情報化政策に反映させることが必要だった。

本計画の策定にあたっては、内部事務の高度化による電子自治体の推進と、市民の声を取り入れながら、統合型地理情報システムや地域イントラネット網などを最大限に活用した「ICTを活用したまちづくり」について検討を行い、南城市の身の丈に合った情報化推進のための計画を検討した。

情報化基本計画は、市の情報化を推し進めていくための指標となるものだが、外部要因（社会情勢）及び内部要因（財政事情等）によって適宜見直していくものとする。

社会情勢、ICT技術及び社会的要求は激しく変化している。市民の利益にかなう施策がなんであるかを指標として情報化を推進することが重要と考える。

注：平成21年4月1日の状況で、南城市役所職員は385名で市民約106人に対して1人の割合であるが、職員数は今後5年で48名削減しなければならない。職員定数337名に低減する。（10年間で106名削減（残り48名）される。）

(2) 平成20年度までの情報化の取組み概要

平成15年8月に定められた「電子自治体推進指針」（平成18年7月一部改定）を踏まえ、かつ平成18年1月の4町村合併に伴い、各庁舎を結ぶ情報ネットワーク基盤を構築した。

合併当初は通信事業者のダークファイバーを用い庁舎間を結ぶネットワーク網を構築したが、平成19年度に国の補助金を最大限に活用することで、高速の光ケーブルによる庁舎、公共施設、公民館及び学校を結ぶ地域イントラネット網を完備した。

これとともに各字の公民館を中核とした放送設備の改善を行うとともに、登録された方の携帯電話やパソコンのメールへ文字や音声での情報配信を行っている。また、離島である久高地区においてもネットワークが構築されたことにより、高速なインターネットの利用が可能となった。

2. 目的と計画の期間

計画の期間：平成 21 年度～平成 23 年度（3 年間）とした。

3. 進め方

報告書の構成は次の通り、国の情報化施策を基本とするが、南城市にふさわしい情報化の姿を、南城市の実情や南城市の事業者や市民の皆様の意見をお聞きし整理した。

第 1 章	情報化計画の基本的な検討の進め方 情報化検討の範囲及び進め方
第 2 章	国の情報化方針の整理 e-Japan、u- Japan 新行政改革プラン、等の整理
第 3 章	市の方針における情報化関連施策の整理 「南城市総合計画」（H20 年策定） 「南城市行財政集中改革プラン」（H16 年策定） における情報化に係る事項の整理
第 4 章	市の方針における情報化に係る検討事項の整理 「南城市総合計画」、 「南城市行財政集中改革プラン」 を推進するうえで情報化を検討すべき事項の整理
第 5 章	情報化に関する基本的な方針 南城市情報化に係る基本的な考え方
第 6 章	行政・市民・企業等からみた現状の問題と情報化の進め方 具体的な情報化施策の検討 ・ 情報化の方針 ・ 現状 ・ 必要性又は期待できる効果 ・ 検討課題
第 7 章	情報化の優先順位の検討 情報化の優先順位を重要性、緊急性及び容易性の観点で整理

4. 行政情報化と地域情報化

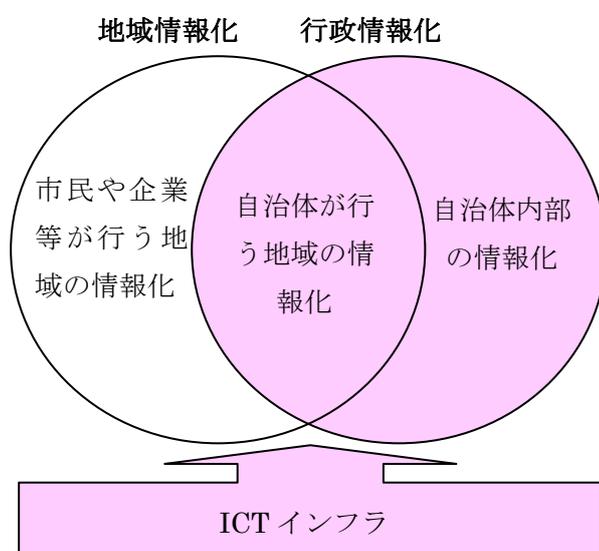
情報化推進計画では、「行政情報化」、「地域情報化」の観点から検討を進めた。

「行政情報化」は、自治体内部の情報化を推進し、業務の効率向上や行政の説明責任を確実にを行うことを狙いとしている。

「地域情報化」は、市民や企業、各種団体などの地域情報化を推進する目的で自治体が支援して行うものと、自治体以外の市民や団体等が独自に推進するものがある。

地域情報化の施策領域

本計画は、下図1の網掛けの部分を対象としている。



注：自治体内部の情報化には、教育委員会、小中学校における情報化も含まれる。

図1：情報化施策の領域

(1) 行政情報化の検討にあたって

市民等のライフスタイルの変革及び国から地方自治体へ行政事務サービスの移譲が進んだことで、行政サービスの高度化・多様化が推し進められている。行政の職員定数削減が進んでいることから、行政内部事務の情報化及び合理化を一日も早く実現し、市民等に対する行政サービスの低下を招くことなく効率的な行政運営体制を構築することが急務である。

(2) 地域情報化の検討にあたって

地域は、家庭人、企業人、生産者、消費者及び政治的な主体など様々な人々の「生活の場」である。

地域情報化の検討は、地域の活力向上を狙うものであり、地域を再生させる原動力となるものである。生活者が「情報化によって」生活が便利になる、生活が容易になる、生活が豊になる、生活が可能になるものであることが重要である。情報化によって市民等の満足度が向上する施策である必要がある。

(3) 情報化推進計画の検討で考慮すべき点

情報化は「電子化を進めること」である。電子化を進めることは、ハード、ソフトの構築とともに、業務プロセスの標準化や新たな業務や事業の規範（ルール）づくりや、例規や制度の整備、情報リテラシー向上、運用の仕組みの整備など、総合的な取り組みが要求される。

次に情報化推進計画を検討する上の主な評価点を示す。

① 情報化の効果とコスト比較

情報化推進にあたって、行政及び市民等が負担する費用よりも市民等が得られる利便性や効率が向上する施策を進める必要がある。さらに、行政サービスの利用頻度が高い施策であれば、多くの市民等が恩恵を得ることができる。

情報システムの構築や運用費用を最適化する方法として、情報システムを市が構築する方法の他、民間企業の提供するアプリケーションシステムをレンタルとして活用する ASP サービス（ASP：Application Service Provider）やシステムの共同利用などの方法がある。

② 情報化のための標準化やルールの変更

情報化を進めるためには、業務プロセスの見直しや変更、新たなルール作りや、不明瞭なプロセスの再定義や最適化、そして使う人の意識変革が必要となる。

③ 情報化の運用の仕組み或いは推進組織の検討

情報システムを活用した事業や業務を継続的に運用する仕組みづくりについて検討する必要がある。新たな事業を推進する場合は、民間の運用組織を活用する必要も生じる。

④ 法令への適応や例規の整備

情報化は電子化を推進することになる。電子的な手続きに対する法的根拠が担保できる施策であることは言うまでもないが、合わせて例規等の整備を必要とする場合がある。電子化への対応は、原本性、可用性、機密性、個人認証など電子社会の基本的要件を備えるとともに、行政手続きに法令・規則上問題がない施策とする必要がある。

⑤ 情報リテラシー教育の継続的な実施

システムを活用するのは「人」である。「行政内部の情報化」「地域の情報化」共に、情報システムを使いこなすための基礎的な知識や技能（情報リテラシー）を向上させる必要がある。情報システムの操作を容易に行うことができるようになるための教育やトレーニングの仕組みを検討する必要がある。

⑥ システム化の容易性の検証

システムの優先順位を検討する上で、制度変更、業務やプロセスの標準化、財政面の手当て、法令・規則への適応、運用体制づくり、情報リテラシーなどの面での容易性を評価し導入時期を検討が必要である。

⑦ 官民協働の体制の検討

地域情報化は、「地域が主体となって推進する」ことがベースとなる。官民協働の体制や仕組みを検討することが必要である。

5. 情報化計画の作成にご協力いただいた南城市の団体や企業の皆様

南城市情報化推進計画づくりの検討にあたって、次の団体の皆様や南城市民の皆様の貴重なご意見をいただいた。ご協力に心から感謝いたします。

久高島振興会

南城市区長会

南城市商工会

南城市女性連合会

南城市青年連合会

南城市の事業者

おきなわワールド文化王国・玉泉洞

たまぐすく 花野果村

ホテルサンライズ知念

Roaster Café Jyo Goo

(敬称略 順不同)

第2章 国の情報化方針の整理

1. 国の情報政策の推移

(1) e-Japan から u-Japan への取組み

2001年に総務省の作成した e-Japan 戦略で「5年以内に世界最先端の ICT 国家になる」という目標を掲げ、国はその達成に向けた ICT 基盤の構築を進めてきた。e-Japan 戦略では、特にインフラ面に焦点を当てた「超高速ネットワークインフラ整備」としてナローバンドからブロードバンドへの移行を目指すものだった。

さらに 2003年には e-Japan 戦略Ⅱを発表し、「元気・安心・感動・便利」社会を実現するため、国は利用者視点での ICT の利活用促進に重点的に取り組んできた。

e-Japan 戦略Ⅱはインフラ面に関して「次世代情報通信基盤の整備」としてブロードバンドの面的な拡大を図りつつも、先導的な取組を提示し、利活用の側面の重要性を明確にした。

情報革命の完成をめざす第二ステージとして、国は 2004年に「u-Japan 政策」を策定した。2010年までに「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ICT の恩恵を実感できる社会を実現することを目指した。更に 2006年には、u-Japan 政策の総合的な推進を担保しつつ、重点的な取組分野を定めた「u-Japan 推進計画 2006」を策定し、u-Japan 実現へ向けた取組の加速化を図った。

(2) u-Japan の取組み

u-Japan政策では、創意ある利活用を通じて、生活や地域社会、市場・産業の活性化への実現へと繋げ、社会全体の「質」を高めていくことを目標としている。(1)「ユビキタスネットワーク整備」で、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」つながるユビキタスネットワークへの取組を目標としている。(2)「ICT利活用の高度化」を進め、様々な社会経済的な課題を解決することを目標としている。(3)「利用環境整備」で、セキュリティ等の「情報化に伴うリスク」の課題やこれから顕在化するであろう重要な課題への対応を狙いとしている。u-Japan政策では、目標として「2010年には世界最先端のICT国家となるよう先導する」と定めており、その目標を達成するためには、政策の評価見直しを継続的に行っていくことが重要となるとしている。

(3) ICT 新改革戦略

2006年1月に発表された「ICT新改革戦略」は、わが国の最初のICT戦略である「e-Japan戦略」と「e-Japan戦略Ⅱ」に続く戦略で、2010年度までのICT政策の方向性を展望している。

ICT新改革戦略では、これまでの成果や課題を踏まえ、今後はICTの利活用で世界を先導するとともに、少子高齢化や環境問題、安全・安心の確保などのわが国が直面するさまざまな社会的課題に対し、ICTによる構造改革の推進を狙いとしている。

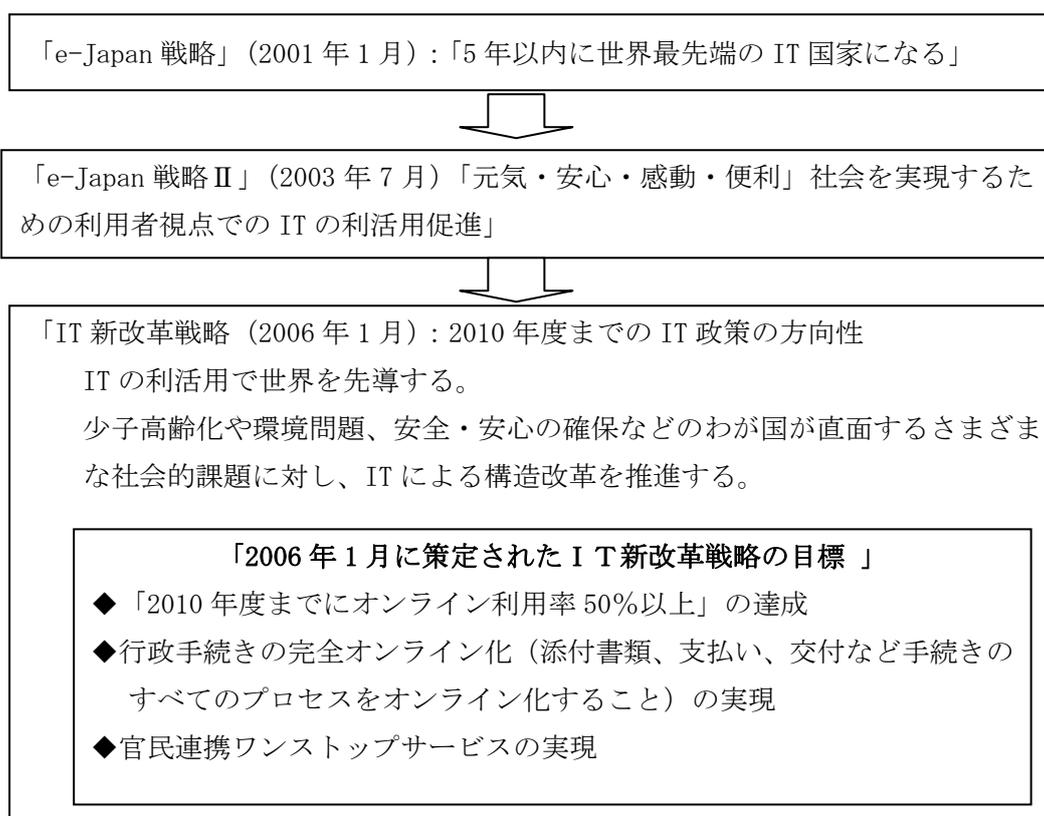


図 2 : ICT 戦略の歩み

(4) ICT 新改革戦略と電子自治体の取組み

ICT新改革戦略は3つの取組みで構成されている。第1の取組みは、ICTによる構造改革に関するもので、「ICTによる医療の構造改革」「世界に誇れる安全で安心な社会」などの7分野がある。例えば「ICTによる医療の構造改革」では、2011年度までのレセプト(診療報酬明細書)完全オンライン化が目標の一つとなっている。少子高齢化に伴う医療費の急速な拡大が懸念される中で、医療保険事務のコスト削減とレセプトデータの有効活用による疾病予防を進め、医療費の適正化を図ろうという狙いがある。

第2の取組みは、ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた基盤整備に関するもので、「ユニバーサルデザイン化された ICT 社会」「世界に通用する高度 ICT 人材の育成」などの6分野がある。

第3の取組みは、第1と第2の取組みで達成される成果を世界に情報発信して技術・産業・観光分野における日本のプレゼンス向上と国際貢献を実現しようとするもので、「国際競争力社会における日本のプレゼンス向上」などの2分野がある。

電子政府・電子自治体の取組みは、第1の取組みの「世界一便利で効率的な電子行政」に示されている。オンライン申請・届出の利用促進や、効率的な情報システムの調達などを目指している。オンライン申請・届出での利用率50%という目標を掲げ、添付書類の削減、手続きの見直し及びインセンティブの付与などを検討し利用促進を図るものとしている。

また、電子政府・電子自治体に関し、オンライン申請・届出の利用率50%といった目標は、その評価指標には「申請・届出等におけるオンライン利用率」、「申請・届出等に申請者が要する時間・費用」などがある。

ICT 新改革戦略は3つの取組み

(1) ICT による構造改革

環境配慮型社会

安全・安心社会

便利で効率のよい電子行政

生涯を通じた豊かな社会

(2) ICT 基盤の構築

ユニバーサルデザイン化された社会

デジタルデバイドのないインフラ社会

(3) 世界への発信

国際競争力による日本のプレゼンス向上

ICT 新改革戦略（詳細）

(1) 電子自治体の推進体制の強化

① 電子自治体の情報管理体制の強化

チーフインフォメーションオフィサーを中心とした推進体制の拡充と PDCA サイクルの確立による電子自治体の情報管理体制を強化する。

② 電子自治体の中核を担う人材の育成

ICT を活用して業務改革を推進することのできる人材を情報担当部門と業務担当部門の双方において計画的に育成する。

(2) 共同化・標準化の一層の推進

① 共同化・標準化の一層の推進

電子自治体を効率的に構築するため、共同化の取組みの拡充やオープンな標準仕様の活用を推進する。

(3) 新しい技術モデルの活用

① 新しい技術モデルの活用

新たな情報通信モデルを電子自治体の推進の基盤として積極的に取り入れ、市民が利便性を実感する行政サービスの提供や効率的な情報システムの構築を進める。

(4) 情報セキュリティ対策の強化

① 個人情報の適正な取扱い

個人情報の適正な取り扱いを推進する。

② 情報セキュリティ対策の徹底

地方公共団体の情報セキュリティ対策をより実行性有るものとする。特に情報漏洩事案の予防に積極的に取り組む。

2. 新電子自治体推進に求められるもの

新電子自治体推進指針では「2010年度までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現すること」を目標とし、そのために重点的に取り組むべき事項として、(1)行政サービスの高度化、(2)行政の簡素化・効率化、(3)地域の課題解決の三つを掲げている。新電子自治体推進指針と旧指針の主な相違点としては、電子自治体の推進にあたって、市民視点と費用対効果の視点が重視されていることが挙げられる。

「新電子自治体推進指針」：2010年度までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現

オンライン化自体を目標とするのではなく、オンライン化をベースとして、市民にいかにより電子化による利便性向上を実感してもらい、サービスの利用を促すかという点を重視している。

- ◆2010年度までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現することを目標とし、市民視点と費用対効果の視点に立って取り組む。
- ◆今後の重点的取組事項として、3分野10項目を選定（行政手続等の完全オンライン化の実現、官民連携ワンストップサービスの実現等）
- ◆共通的な推進事項として、4分野6項目を選定（電子自治体のICTガバナンスの強化等）
- ◆各項目に目標とベンチマークの指標を設定。総務省では毎年度実施状況を見直して、今後の施策に反映させていく。

新電子自治体推進指針では、オンライン化自体が狙いではない。市民等に利便性向上を実感してもらいサービスの利用を促すことを重視している。具体的には、2006年1月に策定されたICT新改革戦略目標の「2010年度までにオンライン利用率50%以上」を達成、行政手続きの完全オンライン化（添付書類、支払い、交付など手続きのすべてのプロセスをオンライン化すること）の実現、官民連携ワンストップサービスの実現などが重点取組事項として掲げられている。

厳しい財政状況は、ICT化による費用対効果の要求が高まっている。新電子自治体推進指針はこの動きを反映させたものとなっている。具体的に取り組むべきこととしては、「ICT調達の効率化・透明化の実現」、「業務改革の実施」、「地域情報プラットフォームを活用した業務の標準化・データ連携」及び「ICTガバナンスの強化」などが挙げられている。

電子自治体の課題

- ◆市民サービスに直結する地方公共団体の電子化が十分ではない。市民や企業等の利用者が行政サービスに対する利便性・サービスの向上を実感できない。
- ◆業務・システムの効率化が不十分である。
- ◆コミュニティ再生、安全・安心な地域づくり等の地域の課題解決に ICT の有効活用が必要である。
- ◆情報漏洩などへの対策の実効性が不十分である。

3. 電子自治体における重点的に取り組むべき事項

電子自治体の推進にあたって、市民視点と費用対効果の視点が重視されていることに留意する必要がある。

新電子自治体推進計画からみた 2010 年の姿

(1) 行政サービスの高度化

① 行政手続きのオンライン化の推進

2010 年までに全ての地方公共団体において、行政手続きのオンライン化ができるようになっている。

② 行政手続き等のオンライン利用の促進

2010 年までにオンライン利用率を 50%以上とする。

③ 行政手続き等の完全オンライン化の実現

申請から手数料の納付、証明書等の受領まで、行政手続き等の一連の手続きをオンラインで完結可能なものができている。

④ 官民連携ワンストップサービスの実現

地方公共団体と民間企業との協力による官民連携ワンストップサービスが実現できるようになっている。

⑤ 市民へのわかりやすい情報提供と行政の透明性拡大

市民の視点からホームページを刷新・改善することにより市民へのわかりやすい情報提供や行政の透明性の拡大を推進することができる。

⑥ その他（電子投票の導入促進、統合型 GIS 導入促進）

(2) 行政の簡素化・効率化

① ICT を活用した行政改革の推進

ICT を活用し、全体最適の見地から業務の効率化、組織の見直し等の行政改革を進めている。

② 情報システムの見直し、刷新

既存の情報システムの運営経費削減、効率的・効果的な情報システムへの見直し、

刷新が進んでいる。

③情報システム調達の見通し・効率化

情報システムの調達改革を進め、適正な価格で質の高いシステムを調達できるようになっている。

④官民連携ワンストップサービスの実現

地方公共団体と民間企業との協力による官民連携ワンストップサービスを実現している。

(3) 地域の課題解決

①ICTを活用した地域の課題解決

ICTを活用し、官民協働により、安全・安心な地域づくりをはじめとする地域の課題解決に積極的に取り組んでいる。

②地域の情報格差の解消

ブロードバンド・ゼロ地域の解消、携帯電話の利用可能エリアの拡大により、地域の情報格差を解消している。

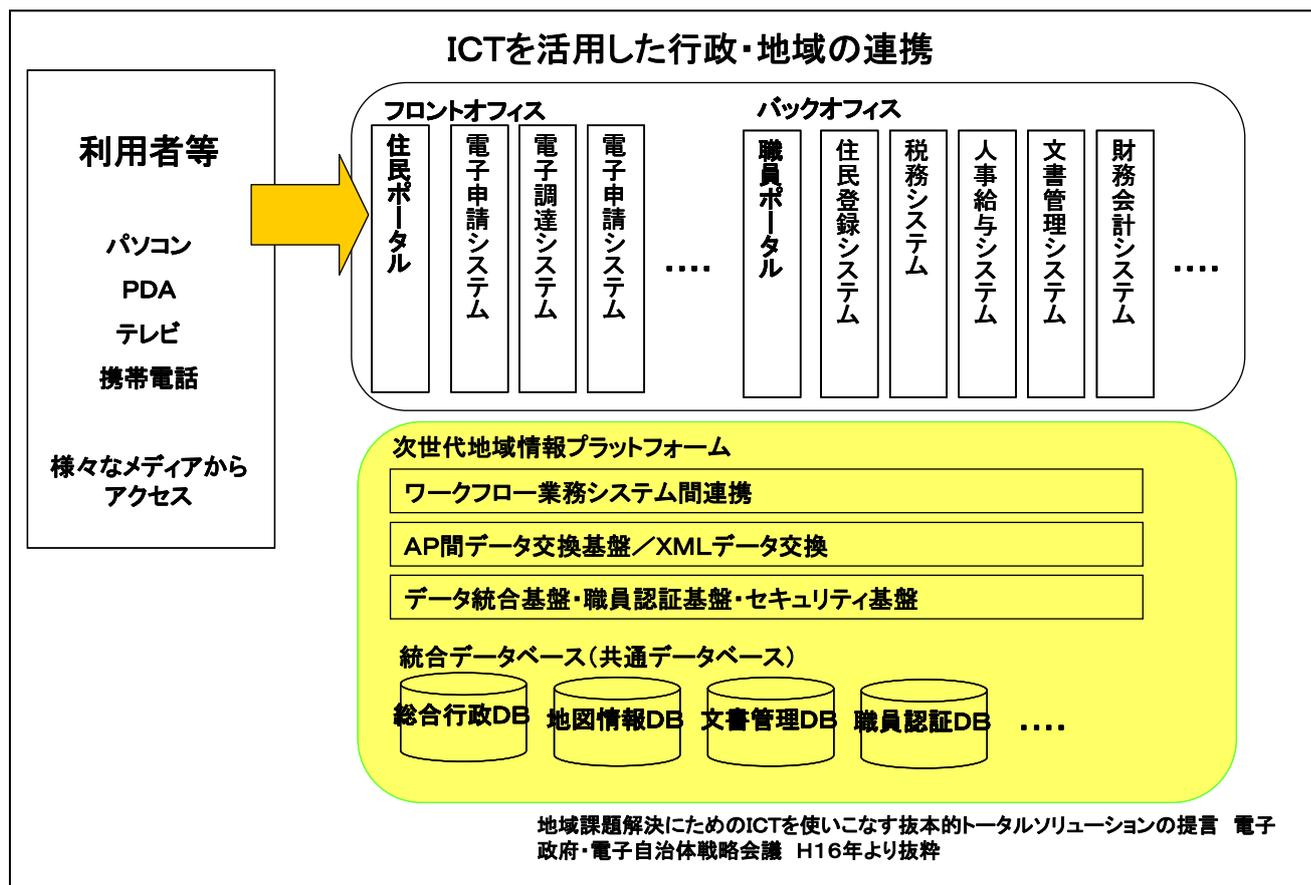


図3：自治体情報システムのフレームワーク

第3章 市の方針における情報化関連施策の整理

南城市の情報化の方向を整理するために「南城市総合計画」「南城市行財政集中改革プラン」に基づいた施策を実現する上で、情報化が有効に機能する部分を整理した。

情報化施策の検討は、ICTによる活用による改善、合理化や標準化による改善、仕組みの変更による改善など幅広い視点で個々の施策を評価し、情報化で改善が期待できる施策を整理した。

「南城市総合計画」によって、主に地域情報化に係る要求を整理した。

「南城市行財政集中改革プラン」によって、主に行政内部の情報化に係る要求を整理した。

1. 「南城市総合計画」によるまちづくりの姿

1.1 市民の協力によるまちづくり

市民の協力によるまちづくりは、行政情報の公開、まちづくりに市民が参加しやすい環境づくり、市民の自主的なまちづくりへの参加と行政との連携が重要である。

その理由としては、次の2点が挙げられる。

(1) 厳しい財政状況

厳しい財政状況により、今後6年で、職員定数が現状の400名から340名に削減される。効率的な事務事業や財政基盤の強化等に対応が不可欠となる。

(2) 少子高齢化の進行

少子高齢化の進行は、地域活力の低下や保健・福祉・医療に対するニーズの増大による自治体の負担増加が懸念される。

1.2 行財政運営の効率化とまちづくりにおけるICT技術の活用

近年のインターネットをはじめとするICT（情報技術）の進展は著しく、地域間の時間や距離の制約の大幅に縮小する基盤となる。産業面をはじめ、まちづくりにおける情報の入手・発信、交流の可能性を大いに広げていくことが期待される。

ICT技術を活用し、

(1) 行政サービスの水準を維持していくための行財政運営の効率化を図る。

(2) 産業面をはじめ、まちづくりにおける情報の入手・発信、交流の可能性を広げる。

厳しい財政状況
少子高齢化の進行



情報通信技術を活用した豊かな
社会の創造

1. 行政の業務・事務

◆行政事務の効率化

◆市民サービスの質の維持

2. まちづくり

◆市民との協働によるまちづくり

1.3 地域の情報化

1.3.1 南城市の地域における情報化

近年、勤労世帯の増加による都市部への市民移動、生活スタイルの変化、人の価値観の変化など多くの要因で地域共同体としての「地域コミュニケーション力」や一人ひとりの「地域の文化や自然に対する誇り」などの「地域力」を支える基本的な要素が弱まっている。

まちづくりを地域の人々が生き生きと生活を楽しむことができるような「地域力」をつけるために、地域経済政策及び地域活性化政策の観点から地域情報化政策と連携した計画と実現が求められる。

平成20年3月に作成された「第1次南城市総合計画」により、主に地域情報化に係る要求事項を整理するものとする。

南城市の基本理念

「人と自然・文化が調和した福寿で活力に満ちたユイマールのまちづくり」

南城市の特徴

1. 豊かな自然遺産

南城市は、美しい海や森林とビーチ等のレクリエーション施設を有する。

2. 貴重な琉球歴史文化

南城市は、世界遺産である斎場(セーファ)御嶽(ウタキ)や各所に点在するグスク等の歴史文化資源を有する。

市民サービスの質や市民生活の利便性を向上させるためには、大まかには次のような対策が要求される。

- ①市民から求められているサービスに対して、重要性、緊急性、影響の大きさ等の観点で優先順位を明確にして対策を効果的に進める。
- ②ICTを活用した効率向上を図る。
- ③行政職員でなければならない業務や事業以外は、できるだけ民間やボランティアへ移管する。

これらを推進するために、

- ①市は、まちづくりのための活性剤の機能として働き、市民との協働によるまちづくりを進めていく。
- ②情報化対策の観点を、ハード、ソフト、運用、標準化、アウトソースや委託などの民間の利用などを軸に効果的、経済的に進めていく。

1.3.2 施策毎の方針と課題

1. 南城市の特性を活かした活力ある産業振興

これまで培われてきた産地ブランド化への取組み、さらに、新たな産業の創出・発展等、南城市の特性を活かした活力ある産業振興が重要となる。

(1) 産業振興に対する方針

①市の活性化に寄与する観光産業

世界遺産である斎場(セーファ)御嶽(ウタキ)や各所に点在するグスク等の歴史文化資源や、ビーチ等のレクリエーション施設を訪れる観光客も多く、観光産業は市の活性化に寄与すると期待される。

②観光産業と連携した農水産業の展開

観光産業と連携した体験型農業・漁業の展開等、新しい農水産業の展開による振興が望まれる。

③地域の新しい特産品づくり

地域の農水産物を活かした加工品等の新しい特産品づくりで、商工業についても多様な振興を図ることが望まれる。

(2) 産業振興に対する具体的な施策

産業振興に対する具体的な情報化が有効な施策として考えられる事項は、次の5つの方針が挙げられる。方針の中で、情報化に関連する事項(抜粋)は次のとおりである。

①農水産業振興

ICTを活用したインターネット販売等、販路の拡大について検討する。

農業体験、釣り体験、ダイビング体験と観光産業とが連携した新たな農水産業振興を図る。〈インターネットを活用した農水産業振興〉

②商工業振興

商工会等の組織活動を支援し、商工会活動の事業経営の情報交流、人材ネットワーク等の事業活動の活性化を図る。〈ICTによる情報交流、人材ネットワーク支援〉

③観光業振興

市内の各施設と事業者とのネットワークの構築に努め、観光関連施設等利用者数300万人を目標とする。〈ICTを利用した観光関連事業者のネットワーク〉

「がんじゅう駅南城」を体験滞在交流型観光の拠点として、販売・飲食・情報発信等の整備計画を行うとともに、観光客誘致のため隣接市町との広域連携の推進を図る。

④新産業創造

情報通信産業の誘致等のコミュニケーションビジネス促進を通して、産業の創出・誘致、雇用の確保支援に努める。また、地域の様々なイベント活動を支える基盤とする。〈情報通信産業の誘致〉

(3) 産業振興についての課題

- ① 少子高齢化等の労働人口の減少は、農業や水産業の成長を阻害する要因となっている。少子高齢化対策が急がれる。
- ② 南城市の農業は経営耕地面積が小さく耕作放棄地も拡大し、水産業では漁業環境の悪化等の課題がある。

2. 健康・福祉について

(1) みんながいきいきと暮らせる心と体の健康づくり

障害者、高齢者等が社会のなかで普通の生活を送ることができる地域福祉の条件を整え、「全ての人が支え合う」地域づくりを推進する。

(2) みんながいきいきと暮らせる心と体の健康づくりの課題

① 検診受診率向上を図る

生活習慣病の増加により、南城市の医療費は国・県の平均より高い水準となっている。医療費適正化を図るためには、若年層の検診受診率の向上による予防処置が重要となる。

検診の受診率向上を図るための市民への周知や働きかけが重要となる。

② 食育の推進を図る

食の乱れは生活習慣病やストレス等を誘発する原因の一つとなる。市民に、食育に関する情報が活用できるようにする。

③ 市民自身による健康増進・健康管理への取組み推進支援する

南城市内での医療機関には診療科の制限にがある。市民自らの健康増進・健康管理が求められる。市民が健康管理情報を手軽に管理できるようにする。

④ 高齢者をみんなで支える地域での見守りと支援ができる社会づくり

高齢者や高齢者世帯等を近隣市民や民生委員、老人クラブ、ボランティア等での見守りネットワーク体制を確立し、高齢者が安心して生活できる体制を構築する。

南城市の高齢化率（65歳以上の人口の総人口に占める割合）は、20.0%であり、増加傾向である。

⑤ 子育て支援の充実

安心して子育てができる環境を構築する必要がある。

地域における子育て支援情報の提供を図る。子育て世代や子育て支援団体との交流の場やネットワーク体制を作る。

ネットワーク体制とコア施設の活用

保育所 15 か所（公立 7 か所、市立 8 か所）、児童館 6 か所、放課後児童クラブ 9 か所、地域子育て支援拠点 2 か所

⑥ 地域福祉の推進

社会福祉施設を拠点に関係機関間で連携し、障害者が自立できる医療、教育、雇用

等の総合的な福祉施策を推進する必要がある。

3. 教育・文化について

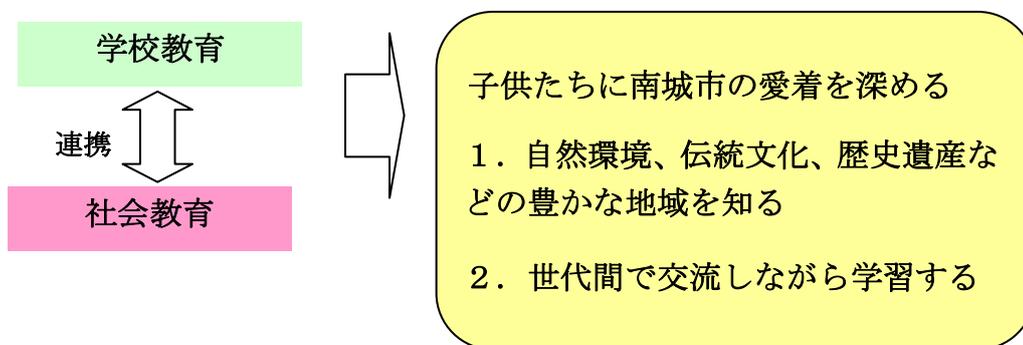
(1) 学校・家庭・地域が一体となって心豊かな人材を育む教育と環境づくり

学校教育のみならず社会教育と連携を図り「地域社会が子どもを育む環境づくり」が必要である。

南城市への愛着を深めて地域の自然環境や伝統文化、世界遺産をはじめとする歴史資源等、地域を知ること及び幅広い年代で交流を図りながら学習していくことが、より良いまちづくりにつながる。

① 子供の育成

学校教育と社会教育との連携による子供の育成



② 地域文化の伝承と普及

地域に残る歴史や祭事等の伝統文化・芸能を継承し活用するとともに、市民の主体的で個性豊かな文化芸術の創造活動を支援し、参加を促進する必要がある。

また、高齢化が進み伝統文化・芸能が消えてしまう恐れがある。これらの伝統文化・芸能をできるだけ速やかに記録として残し、後世に伝えていくとともに、研究等に活用できるように整備する必要がある。

③ 誰もがいきいきと学べる生涯学習環境の整備

南城市の風土や地域文化とのかかわりのなかで、誰もがいきいきと学べる生涯学習や様々な交流を活発に推進するため、公民館の機能充実等とともに生涯学習施設等のネットワークを強化する必要がある。

(2) 学校・家庭・地域が一体となって心豊かな人材を育む教育と環境づくりについての課題

① 学校教育の充実に対応する ICT 設備の構築

情報化時代や総合学習に対応した情報ネットワーク設備の構築を行う必要がある。

② 青少年健全育成のための ICT に対応した教育環境推進

出会い系サイト等を通じて青少年が犯罪に巻き込まれる等の悪質な犯罪が全国的に問題になっている。青少年の情報リテラシー教育や健全育成環境整備が必要である。

③ 生涯学習の充実

生涯学習は学校教育の枠を超えて、自己の生きがいがいづくりや人生を充実させるものとなる。市民が主体的な学習意欲をもって臨むことが生涯学習社会の形成に必要となる。

④ 地域文化の振興

文化・芸術は豊かな人間性を育みとともに、郷土意識やコミュニティ形成の土台となる。南城市の豊富な文化財や伝統芸能を、受け継ぎ、次世代に伝える責任がある。

4. 地域内外の相互理解の深耕

(1) 多様な交流を活発にする情報基盤の構築

地域内外の交流を通して南城市民としての自覚と誇りがもて市民の一体化を図る。地域内外の交流を活発に行うことは、南城市民内の相互理解の深耕や南城市の知名度の向上が期待できる。南城市内外の相互理解を深める支援の一つの手段として、情報化基盤をより積極的に活用できるようにする。

地域内外の人々の相互理解を深め、かつ市民の一体化を図る施策の例として次の事項を進める。

- ・ 地域間、世代間交流の推進を図る
- ・ 姉妹都市、海外移住先等との交流を図る
- ・ スポーツ・レクリエーション活動の推進を図る

(2) 地域内外の相互理解の深耕における課題

① 地域間の相互理解の促進

合併後、各地区の人々の相互理解が充分行われていない。祭りやイベントなど人々が集まる場を生かして南城市民の一体化を促す必要がある。祭りやイベントの感動を ICT により記録化を進める。

② 国内・国際交流推進による南城市の知名度向上を図る

合併前から南城市の各地区は、埼玉県熊谷市、三重県玉城町、宮崎県高千穂町との友好の絆を培ってきた。生活圏が広域化する中で、今後も姉妹都市として新しい形での交流を継続していく。友好市町村との間で、インターネット交流・展開等を行う。

③ スポーツ・レクリエーション活動の推進

メタボリック症候群、生活習慣病などをなくし健康な生活を営むためスポーツ・レクリエーション活動を推進する必要がある。健康に関する各種データベースの充実を図

る。

④多様な交流を活発にする情報基盤の構築

地域ネットワーク基盤を有効活用し、さらに有線及び無線を用いて地域の交流を活発にするための情報基盤を拡充している。

5. 市民主役の協働のまちづくり

(1)市民と行政のパートナーシップの強化

個性豊かな特色あるまちづくりは、市民と行政の「協働」が欠かせない。市民や市民団体が主体となり、行政と協力・連携して地域の課題を検討し解決を図ることが必要である。そのため、市民と行政が対等な立場で意見交換を図り、情報や価値観を共有できる環境整備が求められている。

(2)市民と行政のパートナーシップの強化についての課題

①ICTを活用した市民がまちづくりに参加できる環境づくり

行政の情報提供・相談窓口の整備、市民の意見収集や交換、広聴システムの強化が必要となる。

②多様な情報公開手法の構築

市政の透明性を高めるため、行政の情報公開・情報提供を行うシステムの構築を図る。また個人情報等の安全を保つための情報セキュリティの向上を図る。

6. 安心・安全なまちづくり

(1)災害や防犯体制の強化

安全・安心な生活環境を構築する上で、従来の災害・犯罪・交通事故の防止対策以外にも危険性が多様化していることに留意する必要がある。

防災については、災害時の情報収集・提供などの体制を強化すること、防犯については、関係機関・団体等との連携を図り身近な犯罪抑止活動を進めていくことが重要となる。

(2)防災や防犯体制についての課題

①災害に対する市民意識づくりや自主体制づくり

防災に対する基礎知識の普及及び防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織活動の充実や日常の防災活動の実施等を促進する。

②地域一体の防犯体制づくりと防犯活動

自主防犯ボランティア団体、自主防犯パトロール隊及び「こども110番の家」を核とした地域ぐるみの防犯活動の展開を図る。防犯情報の共有化や防犯情報の関係者への通知などを速やかに行える仕組みが必要である。

2. 「南城市行財政集中改革プラン」による行政内部の情報化の姿

2.1 南城市総合計画による情報化の姿

2.1.1 効率的な行政運営の推進

(1) 柔軟で効率的な行政組織づくり推進

行政組織の効率的な運営を可能とするため、自治体の事務事業の見直しや組織機構改革を進める。行政評価に基づいて実効性のある計画を推進する。

行政組織の簡素化・合理化とともに、組織横断的な連携の強化、民間活力の導入等による組織力の強化を図る。職員の意識改革や能力開発のため、研修等を充実させ実効性のある改革とする。

(2) 柔軟で効率的な行政組織づくりについての課題

世の中の要求に応じた事務事業の見直しを推進する。

厳しい財政状況であっても、安定的に市民サービスができるように市民の視点で中長期的な事務事業の見直しや民間委託等を積極的かつ計画的に推進する。

2.2 南城市行財政集中改革プランによる情報化の姿

南城市行財政集中改革プラン（平成 17 年度～平成 21 年度の 5 か年計画）は、行革大綱の具体化を図り、行財政改革の確実な実現を図るとともに、各種事務事業の見直しを行い更なる実効性ある行政改革を果たすために平成 18 年 12 月に策定された。情報化 3 か年計画策定に当たって、上位方針としての南城市行財政集中改革プランを基に、主に自治体内部の事務事業の改革に絞って情報化に係る要求事項を整理するものとする。

2.2.1 市民ニーズに合わせたサービスの提供

(1) 市民が求める情報やサービス提供及び業務改革

窓口業務の評価及び改善を行い、次の事項を実現する。

① 合併後の窓口サービスの在り方と改善

窓口対応する申請や納付書発行手続きに関して可能な改善を実行する。

- ・職員定数削減に対応する自動交付機設置の検討を行う
- ・収納率向上を図るためにコンビニでの税の納付をできるようにする
- ・市民の利便性を向上させる各種申請書様式をホームページからダウンロードできるようにする。自宅のパソコンから証明書申請や各種手続きが可能になるシステムを検討する。

② 市民が求める情報の配信や収集

パブリックコメント（意見提出手続き）の導入の検討を行う。

(2) 市民が求める情報やサービス提供及び業務改革の課題

① 合併後の窓口サービスの在り方と改善

- ・窓口業務の要求を整理し、窓口業務の簡素化・迅速化を狙いとした市民に親しまれ

る窓口サービスを市民の視点で整理する。

- ・自動交付機導入の費用対効果の検討、取り扱う証明書類の種類、設置場所、設置台数などの検討を行う。
- ・コンビニでの納付手数料等の取扱いの検討、取り扱いができる納付書の種類を検討する。

②市民が求める情報の配信や収集

- ・パブリックコメントの運用手順の整理を行う。
- ・市民等の情報リテラシー向上の方策を検討する。

2.2.2 情報公開制度の充実

情報公開条例の的確な運用に努め、個人情報やプライバシー保護を守りながら積極的な情報の公開と共有化を進める。

(1) 情報公開及び個人情報保護の充実に係る方針

文書管理目録や個人情報取扱業務届出書を見直すとともに継続的に適切に整備していく。文書の管理・整理を徹底する。(文書管理週間を設けるなどを行う)

(2) 情報公開及び個人情報保護の充実に係る課題

- ・文書整理の体系や運用ルール作り
- ・電子的な文書と紙の文書の取り扱い方法づくり
- ・文書の所在管理や検索が可能な文書の再構築
- ・情報セキュリティの徹底
- ・文書管理システムの導入検討、など

2.2.3 文化財の整備と観光への寄与

文化課、生涯学習課において、文化財等の情報をデジタル化し、誰もが情報を活用できるようにする。教育や観光資源としても活用できるようにする。

(1) 文化財等の情報整備

文化財等の情報を整備する。文化財をインターネット経由で見られるように、インターネット博物館システムを構築する。

(2) 文化財の整備と活用についての課題

文化財のインターネット博物館システムを管理者側と利用者側で簡単に利用できる機能や運用方法などを検討する。

2.2.4 課税客体の管理

現状の地理情報システム（以下 GIS と略す）をベースに各種目的に応じた活用領域を拡張する。

(1)GIS の構築と活用について

多くの事務事業で、GIS を活用できる。GIS の活用促進を図る。

(2)GIS の構築と活用についての課題

既存の GIS をベースに、GIS を活用できる業務の整理及び活用方法等を整理する。

- ・ GIS を活用し業務効率を向上させるための改善方法を整理する。
- ・ GIS 活用を促進するための職員の意識改革を行う。

2.2.5 行政組織や事務の簡素化・合理化の推進

市民が求める柔軟で効率的な組織機構の実現とともに、事務事業の再点検と見直しを実現する。

(1)行政組織や事務の簡素化・合理化と情報化の推進検討

市民の生活スタイルや価値観の変化や時代のニーズに応じた組織や事務の見直しと再構築を行う。

電子決済システムや文書管理システムの導入のための業務の標準化や運用ルール等を見直す必要がある。

(2)行政組織や事務の簡素化・合理化と情報化の課題

①柔軟で効率的な組織・機構の構築

生活スタイルや価値観の変化に応じ、かつ時代のニーズに応じた組織や事務の見直しと再構築を行う。

②電子決済システムの導入の検討・導入

電子決済システムの導入のための運用ルールや権限規定等の見直しをする。

③文書管理システムの検討・導入

電子化に対応した文書取り扱い規定等を整備する。

文書管理基準や運用方法を見直す。

文書管理システムの導入のための運用ルールや権限規定を見直す。

2.2.6 職員の意識改革と人材育成

国・県や他市町村、企業等との人事交流を積極的に推進し、職員の意識改革と能力開発を目指す。

(1)職員の意識改革・能力開発と情報化の推進方針

情報リテラシー能力の向上を図り、導入したシステムを確実に使いこなせるようにする。

(2)職員の意識改革・能力開発と情報化の推進における情報化の課題

①職員の ICT 活用促進

システムの活用に躊躇する職員をなくすための情報機器の活用のための実践的な教育や意識改革を進める。

2.2.7 民間事業者の活用

指定管理者制度を積極的に活用し、民間委託や民営化などを検討する。

(1)民間委託や民営化の推進方針

行政が行うべき事務・事業と民間事業者へ委託又は民営化などをすべきものを見直して、行政の担うべき役割を重点的に行えるような改革を行う。

(2)民間委託や民営化の課題

市民の視点で世の中に求められている事務事業の見直しを行い、法に基づく範囲で、民営化対象事業の抽出、民間事業者への委託又は民間委託事業の優先順位を検討する。

2.2.8 電子自治体の推進

庁内 LAN の有効活用による内部情報の共有化を促進し意思決定の迅速化や行政事務の効率化を推進する。

(1)電子自治体の推進方針

事務・事業推進において、電子化による事務の効率化を図る。

(2)電子自治体の推進の課題

電子自治体の構築推進においては、業務改革を行い効率の上がる組織への変革が必要となる。

第4章 市の方針における情報化に係る検討事項の整理

ここでは、「南城市総合計画」「南城市行財政集中改革プラン」における要求と課題を踏まえ、情報化にあたって検討すべき基本的な事項や要求事項を整理した。

1. 地域情報化に求められる観点

1.1 南城市の特性を活かした活力ある産業振興

(1) 産業振興における情報化の可能性について

課題や取り組み

情報化に係る検討事項

1. ブランドづくり

「南城市に行かないと味わえない」というオンリーワンのブランドづくり

- (1) 南城市の農水産物や加工品等ブランドの消費者等への認知強化を図る。
- (2) インターネット販売推進を図る。

2. 農業振興＝地産地消の推進

- (1) 情報機能の展開による市場開拓等、生産販売体制の確立・強化
- (2) 後継者の育成
- (3) グリーンツーリズムの推進等、観光産業等と連携した新しい農業の展開

- (3) 農水産業の振興支援する情報活用基盤と運用支援組織づくり
生産販売情報の管理及び運営を行うための生産物販売推進中核組織を作り運用する。
 - ・市場情報等の生産者の活用する情報基盤の整備
 - ・消費者・利用者を結ぶ情報活用基盤の整備
 - ・生産販売中核組織づくり

3. 水産業振興

- (1) 「獲る」から「育てる」漁業への転換
- (2) 新しい水産業の振興を推進
「見せる」水産業として、ブルーツーリズムの展開を図った体験型漁業やダイビング・遊覧の充実強化を図る。

(4) 農水産業が融合した観光促進

特産品、自然や歴史資産が融合した南城市の資産を効果的に観光資源として活用するための体験型観光の普及促進のための情報配信や情報基盤を構築する。

<観点として>

- ・グリーンツーリズムの推進
- ・ブルーツーリズムの推進
- ・エコツーリズムの推進
- ・歴史文化資源のネットワーク化等
- ・「統合医療」と癒し
- ・既存のマラソンイベント等の推進
- ・スポーツや情報関連産業等の新しい産業の育成

4. 観光業振興

- (1) 「見る」「いやす」「学ぶ」観光振興
- (2) 既存のマラソンイベント等の充実強化、グリーンツーリズム・ブルーツーリズム・エコツーリズムの展開、東(アガリ)御廻り(ウマーイ)に代表される歴史文化資源のネットワーク化等を推進する。
- (3) 心身の健康を目指した「統合医療」への取り組み

(5) 地域生活情報基盤の構築

- ① 観光客などが活用できる南城市の地域情報活用基盤を構築する。
- ② 南城市民や企業が活用できる南城市の生活情報基盤を構築する。

5. 新産業創造

- (1) 観光・レジャー等の産業分野の連携を図り、スポーツや情報関連産業等の新しい産業の育成を図る。

(1) みんながいきいきと暮らせる心と体の健康づくりにおける情報化の可能性について

課題や取り組み

情報化に係る検討事項

①市民の心と体の健康づくり

- 1. 受診率向上や予防接種率の向上
- 2. 学校や生涯学習等による健康教育の推進により市民の健康管理意識の向上
- 3. 食育推進運動の展開

- (1) 若者の受診率向上を促すための啓蒙活動を強化する。
- (2) ICT を活用した健康教育を推進する。
- (3) 市民の健康に対する問題意識を高める。

②高齢者の経験等の活用と生きがいづくり

- 1. 高齢者をみんなで支える社会づくり
- 2. 高齢者が生きがいをもって積極的に社会参加するための支援体制づくり
- 3. 高齢者がこれまで培ってきた経験や知識・技能等を家庭や地域社会で十分発揮できる体制づくり

- (1) 市民による高齢者や子供達の見守りネットワーク体制を整備する。
- (2) 高齢者の知恵、言葉や風習などの経験や知恵を収集し、デジタルデータとしてデータベース化する。

③お母さん方の子育て支援の充実・強化

- 1. 子育て支援に関する内容の充実と情報提供
- 2. 子育て支援にかかわる情報交換や交流の場づくりにおけるネットワーク体制作り

- (1) 市民が協力した情報の提供、コミュニティづくりによる子育て支援に係る情報提供の支援を行う。
- (2) お母さん方が、ICT を活用することで子育て世代や子育て支援団体との交流の場づくりやネットワーク体制の整備を図る。

④地域福祉の充実

- 1. 福祉団体・施設等と連携した相談や情報提供、支援体制の充実
- 2. 心のバリアフリーに関する啓発活動展開

- (1) 地域福祉に関する市民からの相談や情報提供を受けられるしくみをつくる。
- (2) 心のバリアフリーに関する啓発活動の推進を図る。

1.2 教育・文化

(1) 学校・家庭・地域が一体となって心豊かな人材を育む教育と環境づくりにおける情報化の可能性について

課題や取り組み

情報化に係る検討事項

① 学校教育の充実

1. 教職員の情報リテラシーの強化
2. 学校教育における ICT 活用促進

- (1) 教職員の職場での ICT 活用促進を図る。
- (2) 学校の情報システムやネットワーク設備の利用促進を図る。
- (3) ICT 活用授業の充実を図る。
- (4) ICT 教育教材の充実を図る。

② 青少年健全育成の推進

1. 青少年の健全な育成を阻害する有害サイト等の対策

- (1) 青少年の情報モラル教育の徹底を図り、ICT を安全にまた有効に活用できるよう推進する。

③ 生涯学習の充実

1. 市民が主体的に学べる学習環境づくり
2. 生涯学習に係る市民や団体等ニーズ把握

- (1) 公民館や図書館での生涯学習機能を整備する。
 - ・コンテンツの充実
 - ・ICT 教育機器の充実

④ 地域文化の振興

1. 地域活性化の源泉は文化・芸術力が重要
2. 世界遺産等の歴史文化資料の保管や管理の適正化
3. 失われいく伝統の文化の収集と後世への伝承

- (1) 映像、音や文字として伝統の文化を収集と整理を進める。
- (2) 歴史民俗資源のデジタル情報管理と情報の共有化を推進する。
- (3) 文化芸術活動の活用間環境や基盤の充実を図る。

1.3 地域内外の相互理解の深耕

(1) 市民との相互理解を深める交流における情報化の可能性について

課題や取り組み

情報化に係る検討事項

① 地域間交流の充実

1. 存続が危ぶまれる祭祀等の存続と保存

(1) 祭祀等をデジタル記録等することで歴史や文化映像を後世に伝承する。

② 国内・国際交流推進

1. イベント等を通じた市の知名度向上

(1) 国内・国際交流イベント等の広報活動が可能なシステム化を推進する。
(2) 活動内容の閲覧等ができるシステムを推進する。

③ スポーツ・レクリエーション活動の推進

1. スポーツ・レクリエーション活動振興による市民の健康増進

(1) 市民自身が自分の健康管理データを簡単に管理できるシステム化を検討する。

④ 多様な交流を活発にする情報基盤の構築

1. 市民・行政・学校・地域などの幅広い交流の実現
2. 市民の情報化能力の向上

(1) 公民館で ICT 機器を整備し、誰でも、いつでも利用できるように整備する。
(2) ICT 教育のカリキュラムの充実により、市民の ICT 活用能力の向上を図る。

1.4 市民主役の協働のまちづくり

(1) 市民と行政のパートナーシップづくりの強化についての情報化の可能性について

① 市民がまちづくりの参加できる環境づくり

課題や取り組み

1. 市民意識の啓発とまちづくりの協働推進
市民意見の市政への反映

情報化に係る検討事項

- (1) 多様な方法での情報提供・相談窓口を整備する。
- (2) アンケートやパブリックコメント等による、市民等の意見の広聴システムを強化する。

② 多様な情報公開手法の構築

1. 市政の透明性を高めるための情報公開の推進

- (1) 情報公開の充実と促進を図る。
- (2) 広報誌及びホームページによる市民への情報の充実を図る。
- (3) 市民の個人情報の安全な管理及び情報セキュリティ向上を図る。
- (4) 電子文書管理・決裁システム・情報公開システム等の電子自治体に係るベースシステムの検討を図る。

1.5 安心・安全なまちづくり

(1) 防災や防犯体制づくりにおける情報化の可能性について

① 災害に対する意識づくりや自主体制づくり

課題や取り組み

1. 実践的な防災体制の整備

情報化に係る検討事項

- (1) 防災システムの充実や強化と当該システムの日常利用を促進する。
- (2) 日常的に活用できる防災システムの検討
防災だけではなく、できるだけ日常的に活用できる兼用システムであることで、いざ災害が起こった際に直ちに活用が可能となる。
- (3) 災害に備えた弱者対策を強化する。
例えば、弱者を隣人や社会が支援できる情報活用基盤として、いつ、どこに、どんな人が、どのような状態であるのかがわかり、支援できるシステム等を検討する。

②地域一体の防犯体制づくりと防犯活動

1. 地域ぐるみの防犯活動の展開

(1) 防犯情報の共有と即時の情報連絡ネットワークのしくみの構築を図る。

2. 南城市自治体内部の情報化に求められる観点

2.1 南城市総合計画による指摘

(1) 柔軟で効率的な行政組織づくりにおける情報化の可能性について

①事務事業の見直し

課題や取り組み

1. 安定的に質の高い市民サービスを提供できるような改革を推進する。

情報化に係る検討事項

(1) 事務事業の見直しと情報システム化の推進を図る。
(2) アウトソーシング、ASP 等による民間委託等の強化を図る。

2.2 南城市行財政集中改革プランによる指摘

2.2.1 市民ニーズに合わせたサービスの提供

(1) 市民が求める情報やサービス提供及び実現するための業務の改革における情報化の可能性について

課題や取り組み

①合併後の窓口サービスの在り方と改善

1. 窓口サービスの在り方と事務手続きの迅速化

情報化に係る検討事項

佐敷、知念庁舎での申請や納付書発行手続き機能の見直しについて検討する。
(1) 自動交付機設置を検討する。
(2) 税のコンビニ納付を可能にする。
(3) 各種申請書様式をホームページからダウンロードできるようにする。
(4) 自宅のパソコンから証明書申請や各種手続きが可能になるシステムを検討する。

2. 市民が求める情報の配信や収集

(1) パブリックコメント（意見提出手続き）の導入のための運用方法を検討する。
(2) 住民の ICT 活用の促進

2.2.2 情報公開制度の充実

(1) 情報公開制度の充実における情報化の可能性について

課題や取り組み

① 文書や情報管理の徹底

1. 情報化公開及び個人情報保護の徹底

情報化に係る検討事項

情報化公開及び個人情報保護の徹底できる仕組みを検討する。

- (1) 文書整理の体系や運用ルール作り
- (2) 文書の所在管理や検索が可能な文書の再整備
- (3) 文書目録の整備
- (4) 個人情報取扱業務届出書を見直し
- (5) 文書管理システムの検討
- (6) 情報公開システムの検討
- (7) 情報セキュリティの徹底
- (8) 電子文書管理の検討

2.2.3 文化財の整備と観光への寄与

(1) 文化財の整備と活用における情報化の可能性について

課題や取り組み

① 文化財の活用

1. インターネット博物館システムの整備

情報化に係る検討事項

- (1) 文化財のデジタルデータ化
- (2) 管理・利用方法に係る継続運用方法の検討
- (3) 文化財の管理システムの構築

2.2.4 課税客体の管理

(1) GIS の構築と活用における情報化の可能性について

課題や取り組み

① GIS の活用拡大と展開

1. GIS の活用とシステムの整備

情報化に係る検討事項

- (1) GIS を活用できる業務の整理及び活用方法等を整理する。
- (2) 既存の GIS をベースに活用する事務事業を拡大するため、各事務事業での要求事項を整理する。
- (3) GIS を活用する場合の業務プロセスや運用方法を再整理する。
- (4) GIS 活用のための職員の意識改革を推進する。

2.2.5 行政組織や事務の簡素化・合理化の推進

(1) 行政組織や事務の簡素化・合理化と情報化の可能性について

課題や取り組み

① 柔軟で効率的な組織・機構の構築

1. 柔軟で効率的な組織・機構の構築

(1) 市民の視点での柔軟で効率的な組織・機構改革を推進する。

② 電子決裁システムの導入の検討・導入

2. 電子決裁システムの導入の検討・導入

(1) 事務事業の見直しと標準化を行う。
(2) 事務決裁区分や文書決裁についての電子化に対応した調査・検討を行う。
(3) 電子決裁システムの導入を検討する。

③ 文書管理システムの検討・導入

3. 文書管理システムの検討・導入

(1) 電子化に対応した文書取り扱い規定への修正を行う。
(2) 文書管理システム運用や取り扱い基準の再検討を行う。
(3) 文書管理システムの導入の調査・検討する。

2.2.6 職員の意識改革と人材育成

(1) 職員の意識改革と能力開発と情報化の推進の可能性について

① システムの活用に躊躇する職員をなくす。

課題や取り組み

1. 職員の ICT 活用促進

情報化検討事項

(1) 情報機器の活用のための実践的な教育を行う。
(2) 情報化を推進できる職員意識の改革を行う。
(3) ICT を活用した業務推進方法へ業務の仕方等を変更する。

2.2.7 行政の担うべき役割への重点化の観点での民間事業者の活用

(1) 民間委託や民営化の可能性について

課題や取り組み

- ① 民間でできる部分を民営化する。

情報化検討事項

1. 民間委託や民営化の促進

- (1) 事務事業を見直して民間委託分野を整備する。
- (2) 委託範囲や委託方法の法的な確認や検討を行う。
- (3) 民間事業者へ委託又は民営化事業の抽出や優先順位の検討を行う。

2. 2. 8 電子自治体の推進による事務効率の向上

(1) 電子自治体の推進による事務効率の向上と情報化の推進の可能性について

課題や取り組み

- ① 電子化による業務の改善を進める。

情報化検討事項

1. 電子自治体の推進による事務効率の向上

- (1) 電子化に対応するように業務プロセスの見直し、標準化、運用方法を修正する。
- (2) 電子文書やシステムにおける原本性、機密性、可溶性等の実現できる仕組みを実現する。
- (3) 費用対効果を考慮した最適システムの検討を行う。

第5章 情報化に関する基本的な方針

この章では、南城市の情報化を進めるための基本的な事項を整理する。

国の施策や南城市のまちづくり及び行財政改革プランにおける様々な改善テーマの中で、情報化を推進するための優先テーマを整理する。

1. 南城市情報化に係る基本的な考え方

次の2点は、情報化推進上の基本的な考え方である。

(1) 南城市の身の丈にあった情報化を進める。

国は「e-Japan 戦略」以降「電子自治体の構築」を推し進めているが、市の限られた財政の中で南城市の政策を有効に実現させるために、情報化に対する支出には限界がある。そのため、国の政策どおりのスケジュールでは情報化の実現は難しい。

南城市の情報化は市民サービスに対して有効に機能するかどうかの視点で、情報化テーマに対する重要性、緊急性、および情報化を実現する場合の容易性を評価する。

情報化に対する容易性は、情報化に当たって制度や仕組みの改革、職員や市民の意識改革及び運用の仕組み作りなどを再整備する必要がある。これらの制度の改革や仕組み作りが容易なものから順次進める必要がある。

(2) 南城市の特徴を生かした情報化を進める。

南城市の人口規模、産業構造、地理的条件、歴史文化などを生かせる情報化を行っていく。地域の抱えている課題や要望を改善できる情報化を行う必要がある。

注：南城市の人口は約4万人、世帯数は1万3千世帯を有しており、沖縄本島南部の東海岸、県都那覇市から南東へ約12kmに位置し、産業はさとうきびを中心とした1次産業従事者が多い。那覇空港からは、40分圏内で、東西18km、南北8kmで面積は49.70k㎡の緑豊かな自然に囲まれている。久高島は、神の島、琉球民族発祥の地として崇敬されている。

2. 南城市情報化改善優先課題

南城市の情報化施策を整理する上で、南城市の課題に対して「重要性」、「緊急性」及び「情報化の容易性」の観点で情報化の優先順位を整理する。

2.1 情報化の重要度及び緊急度

南城市の情報化の優先度を評価する上で重要度や緊急度の高い施策を次に示す。

(1) 地域の情報化

① 農水産や商工・観光産業の育成と地域活性化を推進する情報化

歴史文化や自然に恵まれた南城市の農水産や商工・観光産業の育成を進め、若者の雇用を生み、市の活性化につながる施策を支援する。農水産や商工・観光産業におけるインターネットの活用を促進する。

② 市民サービスの向上に繋がる情報化

佐敷庁舎、知念庁舎では、行政のサービス機能が大幅に制限される。これらの地

区の市民サービスの低下を防ぐため、情報化によって補うことが必要となる。
市民の市役所への来庁は、各種証明書類を取得する目的が多い。そのため、証明書発行の一部を機械化することで、市民ニーズへの対応を実現するとともに、行政の内部業務の合理化を推めることが可能となる。

③南城市地域の歴史や文化の保存

地域の伝統や芸能及び言語などの無形文化財及び史跡や出土物などの貴重な遺産を後世に伝承するために映像や音声による記録化とそれらの情報の公開を進めていく。地域に伝わる伝統や文化の伝承者が少なくなっているため、対応を急ぐ必要がある。

(2)行政内部の情報化

①職員定数削減の中で、行政事務の効率化を図れる情報化が急務である。

職員定数削減に対応するために、情報化による合理化を推進する。

②民間の専門能力の活用による事務や業務の合理化を推進する。

民間事業者のアウトソーシングの活用や業務委託など、民間事業者の専門能力を活用し、行政事務や業務の効率化を図る。

(3)国の施策へ対応する情報化推進

国が進める施策のなかで、対策期限が定められている施策は、導入時期に支障が生じないように対応する。

①新公会計制度の導入と仕組みの変更

平成 21 年秋以降の導入に対応する。

②公共施設の地上デジタル放送への対応

平成 22 年までの整備が望ましい。

(4)地域イントラネット網を活用した情報化推進

平成 19 年度に構築された地域イントラネット網を有効活用することができる情報化を推進する。

2.2 情報化の容易性

システムの優先順位を検討する上で、制度変更、業務やプロセスの標準化、財政面の手当て、法令・規則への適応、運用体制づくり、情報リテラシーなどの面での容易性を評価し導入時期を検討が必要である。

(1)制度や仕組みの再整理

①時代の変化による行政事務や業務の再整理

市民の視点で、行政の役割の再整理、不要業務の廃止、時代が新たに要求する業務の充実などを検討する必要がある。

②例規の見直し

情報化を推進する上で、例規の見直しが発生するものがある。

(2)業務やプロセスの標準化及び運用の仕組みづくり

①情報化を推進する上で、業務プロセスの整理、帳票類の標準化などの整備が必要となるものがある。

(3)職員の情報リテラシー向上

①情報化に対応できる職員の養成

常に ICT システムを使いこなせないと役所の業務が停滞してしまう。職員の情報リテラシーを向上する必要がある。

②情報化に対応できる市民や企業の養成

市民や企業が情報化の効果を十分に享受できる環境整備、情報化教育の充実等の必要がある。

地域には高齢者や身体の不自由な方など様々な方がおられる。市民が等しく情報化の恩恵を受けられるようにすることを検討する必要がある。

第6章 行政・市民・企業等からみた現状の問題と情報化の進め方

1. 地域情報化の現状及び情報化方針

1.1 産業振興

1.1.1 情報通信産業に係る企業の誘致

(1) 事業の概要

情報通信産業の誘致。

(2) 関連部門

まちづくり推進課、産業振興課、情報推進課

(3) 方針

①南城市の美しい自然と調和できる産業を誘致するものとし、大規模な土地開発を行わない。

また、沖縄県による平成20年度の情報通信産業振興指定地区の指定に基づいた税制やその他の施策を整え、情報通信産業の誘致による産業育成と雇用創出を図る。

②企業誘致場所として、大里南小学校跡地の利用を検討する。

③平成22年度中の大里南小学校の移転計画に基づき、誘致時期は23年度以降で検討する。

④しかしながら、昨今の急激な景気後退は企業の進出意欲を急激に低下させている。景気動向に留意しながら計画を策定する必要がある。

注：第3次沖縄県情報通信産業振興計画（平成20年度～平成23年度）において、情報通信産業振興地域に指定され、情報通信関連6業種（①ソフトウェア業、②情報処理・提供サービス業、③放送業、④映画・ビデオ等制作業、⑤情報記録物製造業、⑥電気通信業）、情報通信産業以外の業種のコールセンター業務について税制優遇措置が可能となったことで、他市町村との競争が可能となった。

(4) 現状

①合併後の南城市の人口推移は微増にとどまっており、高齢化が進行している。

②南城市内には、若者が魅力を感じる働く場所が少なく若者が定住しにくい。

本市に居住する就労者の勤務地は、那覇市及びその周辺の他市町村が多く、その割合は、74.3%（平成17年度国勢調査）を占める。

(5) 必要性又は期待できる効果

市外へ流出する若者に歯止めをかけ活気にあふれたまちを形成するために、若者の職場を創造することが必要である。市内に情報通信産業を誘致することで、雇用創出による若者の定住化が進み、地域経済の活性化することで市の税収の増加も見込める。

(6) 検討事項・課題

①那覇広域に基づく都市計画を見直して、南城市の大里地区の企業誘致を検討する。

②税制優遇措置以外に以下の点で企業進出地域としての南城市の有効性を次に示す。
ア那覇空港に近く地理的に優位性がある

那覇空港からのアクセス時間は1時間以内が望まれる。那覇市は受け入れる土地や建物が不足しており、那覇市周辺に範囲拡大してきている。

イ雇用する人材の確保ができる

沖縄本島の人口は中部以南に約6割が集中している。すぐれた労働者が豊富に存在する中南部地区に企業の関心が高い。

ウ緑や海など自然環境に恵まれている

ICT業界においては、社員の健康管理や知的作業の効率性などから、自然に恵まれた環境を重視する傾向にある。

エ情報通信基盤が構築されている

大里の一部地域ではBフレッツの利用が可能である。その他の地域においても市が保有する光ファイバケーブルを活用することが可能となっている。

企業誘致の方針

- 1 南城市は美しい自然を生かすことが可能な産業誘致を行うこととし、情報通信産業の誘致による産業育成と雇用の創出を図る。
- 2 企業誘致場所は、大里南小学校跡地の利用を検討する。
- 3 大里南小学が平成22年度中に移転される計画であるため、導入時期は23年度以降で検討する。
- 4 景気の動向に留意して計画を策定する必要がある。

第3次沖縄県情報通信産業振興計画（平成20年度～平成23年度）において、情報通信産業振興地域に指定された。

1.1.2 農水産物のインターネット販売

(1) システムの概要

農水産物のインターネット販売システムを構築する。

(2) 関連部門

産業振興課、情報推進課

(3) 方針

- ①農水産物のインターネット販売は、市がインターネット販売システムを構築し、民間企業又はNPO 法人が運用する「公設民営」方式とする。
- ②南城市の目指す農水産産業を育成する方針と「相違」が生じ無いことが重要である。そのため、市は可能な範囲で運用組織を支援し運用組織との政策面での連携をとれる仕組みとする。
- ③企業又は NPO 法人の運用に係る費用は、「インターネット販売」に参加する農水産業に携わる事業者の会費又は販売金額の一部を運用組織に支払うなどの方式が考えられる。
- ④将来的には「地域共同ポータルサイト」の機能に統合していくが、まず農水産物のインターネット販売が可能なシステムとして構築する。
- ⑤導入時期は 24 年度以降とする。

(4) 現状

- ①中小の生産者や市民によるインターネット販売の実績は少ない。
個々の生産者や市民がインターネット販売を継続的に実行性が上がるものとするためには、マーケティングや ICT に係る専門的な組織の支援が必要である。
- ②高齢の生産者や兼業農家では、生産量が少ないため、1 軒の農家では生産した製品が市場に出荷できないなどの非効率性がある。

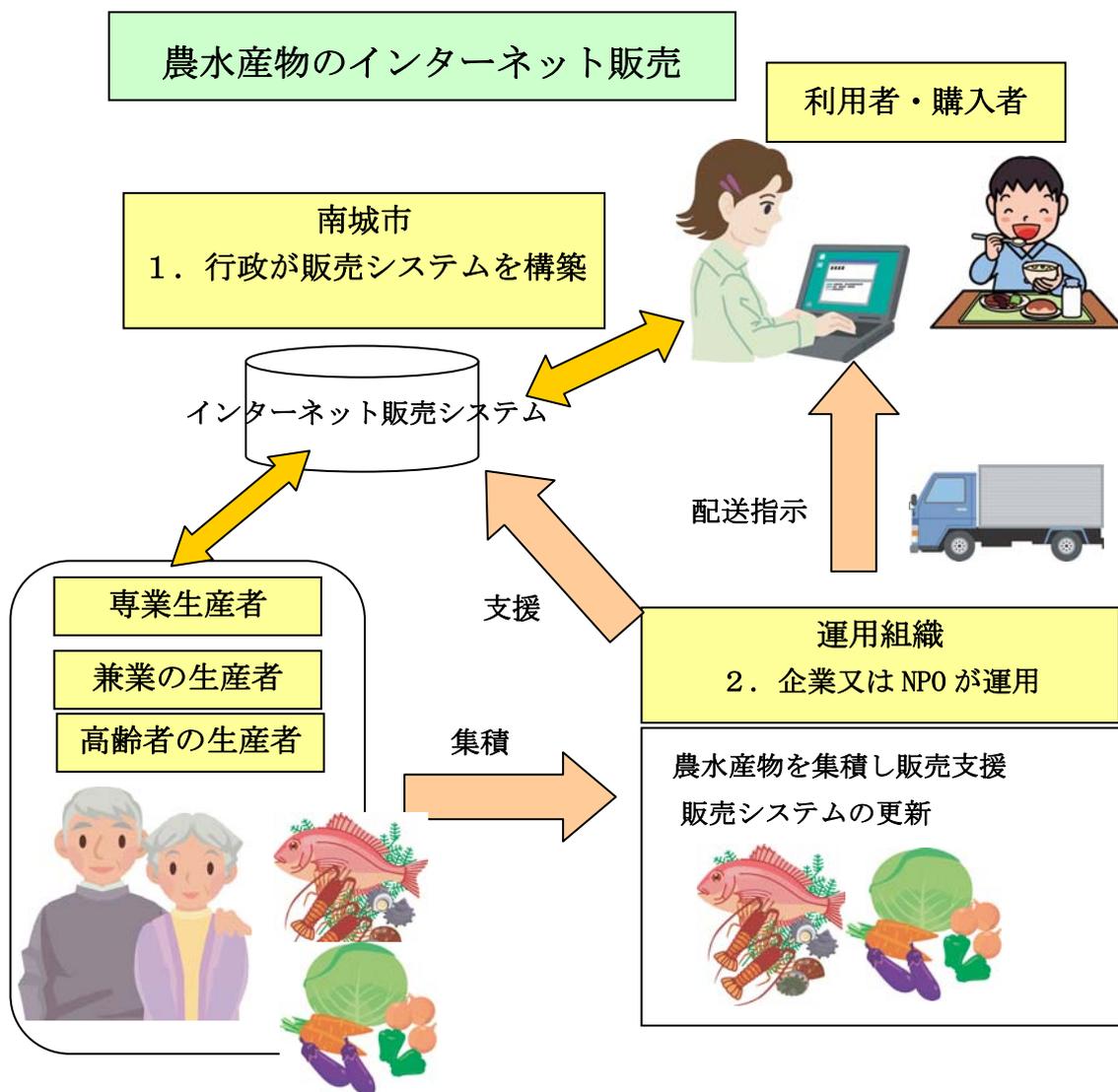
(5) 必要性又は期待できる効果

- ①生産者の高齢化や兼業農家の増加により、少量生産者が増加している。インターネットによる販売を用いることで、生産者が消費者へ直接販売できるので、少ない生産量でも農水産物を販売できる可能性がもてるようになる。
- ②消費者ニーズは多様である。インターネット販売により南城市の生産者と消費者を直接結ぶことができるようになるため、今までの流通経路に乗らなかった生産物も販売することが可能になる。
例えば、大きさや形の不揃いな生産物は従来の規格化された商品を求める流通では商品化しにくかった。このように単一の価値による販売を、インターネット販売により、消費者の多様な価値にこたえられる生産物を販売することが可能となる。
- ③インターネットによる情報発信量を増すことで、南城市の生産物の認知度が増し、ブランド化を支援する手段の一つとなる。
- ④インターネットを利用した情報配信を行うことで、農業体験を兼ねた観光の広報も

容易にできるようになる。

(6) 検討事項・課題

- ①インターネットによる販売では、農水産物の収集、品質管理、パッケージジング、配送、代金回収などの民間事業者又は NPO 法人などによる運用組織をつくる必要がある。
- ②運用組織は、高齢者等の生産者に対する技術的な支援や販売や運用支援を継続的に行う必要がある。



1.1.3 地域共同ポータルサイトの構築

(1) システムの概要

南城市の農水産及び商工・観光等に係る「地域共同ポータルサイト」を構築するとともに、運用の仕組みを構築する。「地域共同ポータルサイト」は、情報の発信、情報の交流、情報共有機能を有するシステムとして構築する。

(2) 関連部門

産業振興課、観光・文化振興課、情報推進課

(3) 方針

- ①「地域共同ポータルサイト」は、市が構築し、運用は民間企業又は NPO 法人等による「公設民営」方式とする。
- ②運用費用は、「地域共同ポータルサイト」に参加する農水産業に携わる事業者の会費等によって賄うなどの方式とする。
- ③平成 24 年度以降に予定する「インターネット販売」機能は、「地域共同ポータルサイト」に統合していくが、まず「地域共同ポータルサイト」は、情報の発信、情報の交流、情報共有機能をもつサイトとして構築する。
- ④導入時期は平成 24 年度以降とする。

(4) 現状

- ①南城市は農水産業が融合した観光促進を、まちづくり方針の一つとしているが、南城市の農水産業及び観光産業を融合した情報配信は行っていない。
- ②南城市の農水産業及び観光産業を効率的に情報発信していくメディアが必要である。

(5) 必要性又は期待できる効果

- ①「地域共同ポータルサイト」により南城市の農水産業や生産物情報をまとめて配信を効果的に行える。
- ②農水産や商工・観光に係る情報がまとまることで、利用者からの情報へのアクセス性が増すため、利用者に対する情報の伝達力が増す。

(6) 検討事項・課題

- ①「地域共同ポータルサイト」は、マーケティング力や、激変する ICT 技術革新によるシステムの陳腐化対応のため、専門的な能力を持った民間企業又は NPO 法人などによる運用事業者を活用する必要がある。
- ②市の関与する範囲と責任を明確にする必要がある。また「地域共同ポータルサイト」の運用において、民間企業又は NPO 法人など運用していける収益源を整理する必要がある。

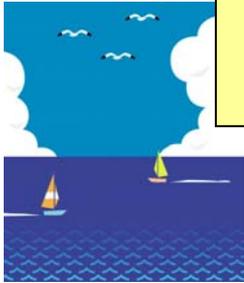
地域共同ポータルサイト

利用者・購入者



南城市

1. 行政が販売システムを構築



地域共同ポータルサイト
平成 24 年度以降
観光ポータルサイト
平成 22 年度
インターネット販売
平成 24 年度以降

農水産物の生産者

カフェ等の事業者

観光関連事業者

運営組織

2. 企業又は NPO がシステムを、最適な状態に更新する。
インターネット販売等の運用支援を行う。



1.2 観光産業

1.2.1 観光総合ポータルサイトの構築

(1) システムの概要

「なんじょうナビ!」、「がんじゅう駅」、「心身の再生と復活の巡礼路」、「南城ナビムービーコンシェルジュ」、「東御廻り.com」などの観光情報サイトを統合し、観光総合ポータルサイトとして再構築するとともに、観光客とブログによる交流基盤を有するものとする。

(2) 関連部門

観光・文化振興課、情報推進課

(3) 情報化の方針

① 「交流基盤を有する観光総合ポータルサイト」の構築

市は、観光総合ポータルサイトのコンテンツとなる東御廻り（南城市には11か所／14か所を有する）観光を支援するための「みんなの東御廻り（仮称）」サイトの構築を進めており、平成20年度中に完成する。ブログによる観光客と観光関連事業者との情報交流機能を備えたシステムとなる。観光客とのコミュニケーションが可能となり、一過性の観光に終わることなく継続的な交流が可能となり「南城市ファン」作りにつながる。

② 「交流基盤を有する観光総合ポータルサイト」は、市がシステムを構築し、運用は民間企業又はNPO法人等による「公設民営」方式とする。

③ 運用費用は、「交流基盤を有する観光総合ポータルサイト」に参加する農水産業及び観光産業に携わる事業者の会費等によって賄うなどの方式などが考えられる。

④ 「交流基盤を有する観光総合ポータルサイト」を先行して構築するが、次ステップでは、前出の「地域共同ポータルサイト」へ組み込む。さらに情報の質を充実させて、南城市を総合的にアピールできる仕組みに成長させる。

⑤ 導入時期は、平成22年度とする。

(4) 現状

① 素通り型観光のため地域経済への貢献が少ない。

南城市の宿泊施設が少ないため、「素通り観光」が多く、地域への経済効果は多くない。リピート客も少ない。

② 南城市の観光資源には様々な観光要素が揃っている。

南部地区の観光促進担当者会議では、大型の開発を行うのではなく、南部の良さを残して観光開発を進める方針であるが、南城市は、城跡、歴史遺産、音楽イベントホールなどを文化、自然、健康・癒しなど様々なニーズに対応できる観光要素を有している。

③ 戦略的な観光情報の配信が必要である。

多くの魅力がある南城市であるが、市の魅力を効果的に情報発信ができていない。

南城市の豊かな歴史資産や自然資産は、観光客を南部地区へ導く魅力を持っている。

④ 統一的・体系的な観光情報の広報が要求される。

南城市の観光を統一的に所掌する部門がない。複数の部門がそれぞれの観光政策を掲げているが、統一的な観光戦略に則った南城市観光資源を体系的に広報ができていない。

⑤ 市と民間事業者との協同の必要性がある。

観光客に対して、市と民間事業者とが協力して観光情報等の配信や伝達が必要である。

例：みいばるビーチは観光客からの苦情が多いが、市の管理区域ではないため、市の対応には限界がある。しかし何とかマナー等の注意を喚起できるような情報発信をしたい。(例：バーベキュー、キャンプの禁止地区での実施、グラスボート客の奪い合い、悪い電話対応等による観光イメージの悪化など)

⑥ 観光客が観光プランをつくれる観光情報の提供

観光スタイルが大きく変化している。観光客自身が情報を探し、自ら旅行プランを作成する観光が増えている。観光客に南城市の魅力を伝え観光プランに取り入れることが可能となるような情報提供が必要となっている。

- ・ 見る観光から体験滞在学習型・目的型へ観光スタイルが変化してきた。
- ・ 観光バスによる団体旅行からレンタカーを活用した小グループによる観光へ観光スタイルが変化している。

(5) 必要性又は期待できる効果

① 「交流基盤」を活用した観光客と観光関連事業者との心のふれあい

「交流基盤」を活用することで利用者と観光関連事業者との心のふれあいができるので、新規顧客の獲得やリピート客が増すものと期待できる。

② 「交流基盤」を活用した観光総合ポータルサイトによる情報の質の向上

観光総合ポータルサイトは、南城市の観光等の情報を利用者が活用しやすくする。情報が分散されていると情報を見落とす可能性や利便性に欠けてしまうため一元管理し利用者の利便性を向上させることができる。

③ 観光振興のために、従来の観光ガイドブックと観光ポータルサイトとのメディアミックスによる相乗効果が期待できる。

- ・ 電子情報と紙のガイドブックのメディアミックスによるシナジー効果を図る。
- ・ 観光のスタート地点となる那覇市や豊見城市「道の駅」「トミトン」等に、情報端末を設置する。観光パンフレット等の拡充も図る。

④ 観光関連サイトを一元管理することによる事務の効率化

個々に管理運営されている観光関連サイトを一元管理することで、事務の効率化を図れる。現在は観光に係る課が複数あり、統一的な観光戦略に基づく取組みが難しい。商工会からも観光関連事業に対する窓口の一本化の要望がある。

(6) 検討事項・課題

①観光総合ポータルサイトは、機能や情報を継続的に充実させていく必要がある。そのため、専門知識を持った民間企業又はNPO法人などによる運用事業者の能力を活用する必要がある。

- ・観光総合ポータルサイトでは、南城市の観光戦略に基づいた広報が継続的に行えるようにする。
- ・段階的に、映像配信、民泊支援機能、道路交通情報などの機能を追加し充実させていく必要がある。

②観光客が魅力を感じる情報配信

南城市の歴史遺産、イベントホール、文化、自然、農水産物等とともに観光客が魅力を感じるコンテンツを継続的に提供できるようにする。

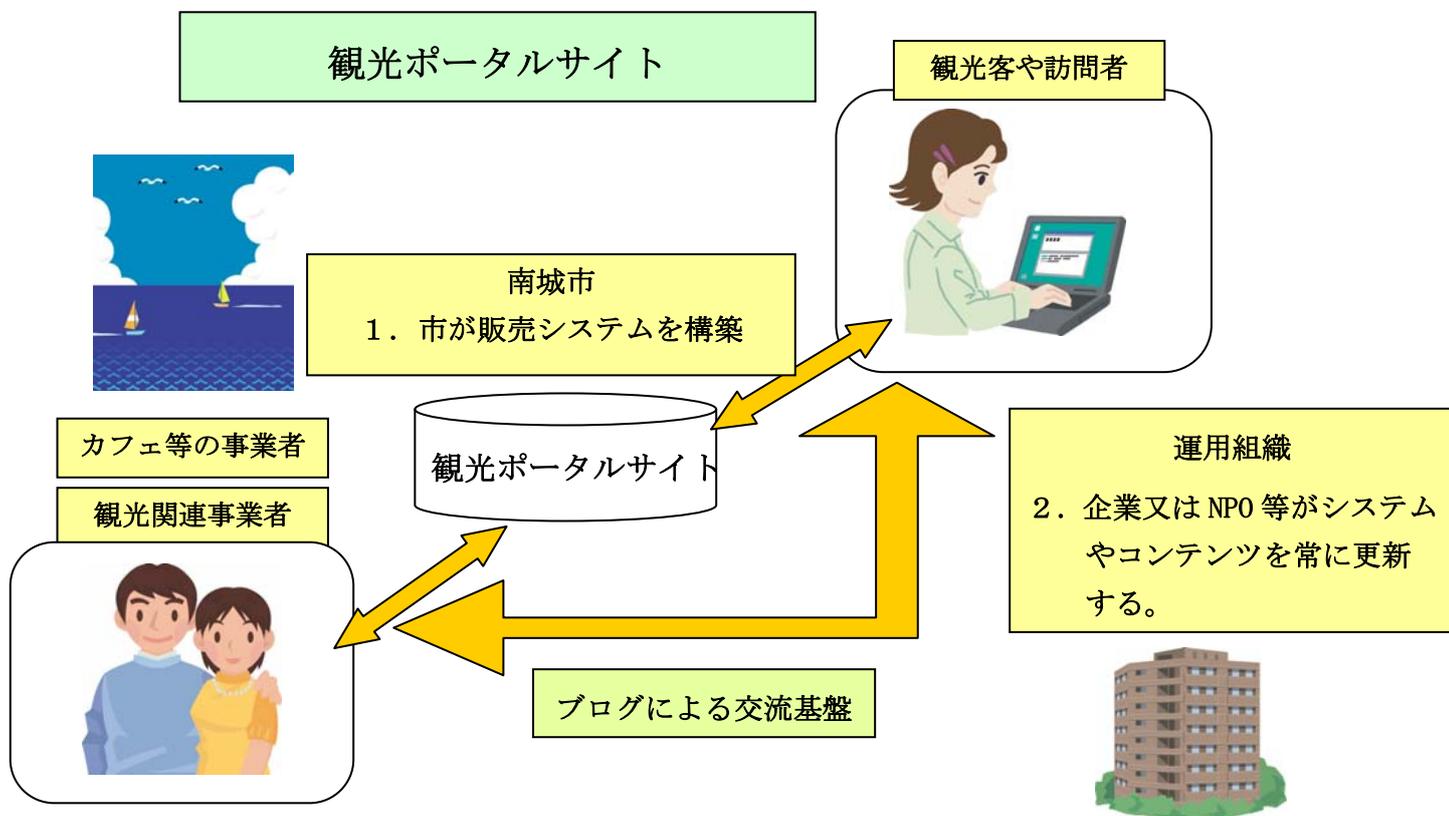
例：シュガーホールのイベント情報

斎場御嶽、久高島などの文化や歴史的に価値のある情報

③外国語での情報発信の充実

すでに部分的には外国語表示がなされているが、台湾・韓国・中国語の情報を充実させる。

観光客の中で、台湾からの観光客は全体の3割を占める。台湾、韓国、中国、英語等の言語での情報を充実する必要がある。



1.3 健康・福祉

1.3.1 子育て情報提供システムの構築

(1) システムの概要

子育てに有効な情報の提供、子育て世代同士や世代を超えて「助け合いの場」「相談の場」などの「情報の提供」や「コミュニケーション」が可能なシステムを構築する。

(2) 関連部門

社会福祉課、情報推進課

(3) 情報化の方針

① 子育て情報提供の充実

子育ての悩みを持っているお母さん方が多い。子育ての不安や知識不足を補うことができる有用な情報があれば、安心して子育てができるようになる。少子化対策にも貢献する。子育て世代のネットワーク作りができるシステムを構築する。

② 子育て情報は、市のホームページに掲載するとともに、登録された市民の携帯電話へ必要な情報を配信することで、確実に情報を活用できるようにする。

③ 子育て情報提供システムは市が構築するが、市と子育て支援センターとが連携し運営していく。

④ 導入時期は、平成 23 年度とする。

(4) 現状

① 核家族化が進んだことで、若いお母さん方は子育て情報を祖父母や両親から得られにくくなっている。

② 子育て世代のネットワークを活用して、相談ごとや悩みごとを共有し、情報交換することで子育てが行いやすい環境を整備する必要がある。

(5) 必要性又は期待できる効果

① 少子化対策

有効情報やコミュニケーション基盤を利用して、安心して子供を産んで育てられる。

② 必要な情報を漏れなく活用することができる

子育て情報がまとまって活用できるので、必要な人が、必要な情報を漏れなく活用することができるようになる。

③ 世代間交流や地域間交流の促進

世代間交流や地域間交流を一層進めることができ、元気で明るい社会づくりの一步となる。

(6) 検討事項・課題

① 市民と協働による各種コンテンツの整備

子育て情報などのコンテンツの整備は継続的に子育て支援センターや市民のボランティアの協力を得ないと質の高い広範な知識情報は得られない。市民と協働でコン

1.3.2 高齢者・子供見守りネットワークの構築

(1) システムの概要

認知症の高齢者や子供たちが、チェックポイントを通過したことを自動的に検知し、通過時間等の情報を関係者に通知する。また、不審者情報、子供の安心・安全に係る様々な情報を保護者等や関係者の携帯電話等に配信できる機能を持つ仕組みを構築する。また、防犯カメラの活用も検討する。

(2) 関連部門

児童家庭課、社会福祉課、教育総務課、教育施設課、情報推進課

(3) 情報化の方針

- ① 認知症の高齢者や子供たちから危険を遠ざける仕組みや、危険に遭遇した際に確実に素早く対応できる仕組みづくりとする。
- ② プライバシーを守るシステムとする。
- ③ 導入時期は、平成 24 年度以降とする。社会状況や技術動向などを考慮し検討する。

(4) 現状

- ① 学生の通学途中での安全が脅かされるような事故は起こっていないが、地域の安全は、地域社会で守るという意識がある。ただし、安心や安全に対する備えは必要である。
- ② 学校敷地内に、防犯カメラの設置義務がある。建て替えられた小中学校 3 校には防犯カメラを設置しているが、それ以外の小中学校には防犯カメラは設置されていない。
- ③ 高齢化社会が進むため、認知症の高齢者が増えることが考えられる。

(5) 必要性又は期待できる効果

- ① 見守りネットワークは、危険の牽制、問題が起こった場合の追及が期待できる。
- ② 人が対応しきれない部分をシステムが補っている。しかし安全を守るのはあくまで地域住民や一人ひとりの市民の力による。

(6) 検討事項・課題

- ① 個人情報の管理、プライバシーの取り扱い方法や運用方法を十分な議論と検討が必要となる。
- ② システムの導入に当たって、認知症の高齢者や子供たちのプライバシーの確保及び不審者情報の精査と配信など運用規定などを明確にして運用する必要がある。これらの課題解決は、市、市民及び関係者とのコンセンサス作りが不可欠となる。

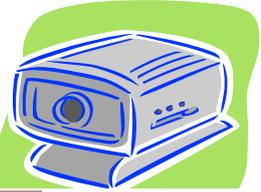
高齢者や子供たちの見守りネットワーク



高齢者の徘徊



子供の安全



- ◆通学路やまちの特定地点を通過したら関係者に通知する。
まちの中のチェックポイントや校門を出入りすると、関係者に通知する。
- ◆防犯カメラによる監視を行う。
- ◆不審者情報を保護者等の関係者へ配信する。

1.4 教育・文化

1.4.1 市民の情報リテラシー教育支援

(1) システムの概要

市民、団体や事業者が積極的にホームページやブログ等を活用できるように、市は情報リテラシー教育の基礎づくりを支援する。ただし次ステップでは、市民自らが継続的に他の市民等へ教育を実施できる仕組みと体制を構築する。

(2) 関連部門

生涯学習課、情報推進課

(3) 情報化の方針

- ①市民、団体や事業者が積極的にホームページやブログ等を活用できるようにするため、市は市民等に情報教育を実施する。ただし、市が継続的に情報教育を行うことには限界があるため、市民が他の市民へ教育を継続的に実施できるようにする。市は情報リテラシー教育の基礎づくりを支援する。
- ②市民への情報リテラシー教育の「場」は、公民館等を積極的に活用する。
- ③団体や事業者のホームページやブログが、市のホームページとリンクを張れるようにする。
- ④導入時期は、平成 21 年度～とする。

(4) 現状

民間事業者や市民は、インターネットを活用した情報発信はまだ少ないが、市民が行う情報発信は、情報の新鮮さや多様性、情報発信の頻度で市の情報配信に比べ魅力がある。

(5) 必要性又は期待できる効果

市民等が積極的に地域情報をインターネット等で発信することで、市民の視点で南城市の様々な魅力を読者に伝えることができる。

(6) 検討事項・課題

①市民の手による情報化教育の拡大

市民等が継続的に市民に対する情報リテラシー教育を進めることができるように市は支援する仕組みを作る。NPO 法人などの中核となる組織を支援することも検討する。

市民の情報リテラシー教育支援



第 1 ステップは、市が教育支援を行うが、受講者が他の市民へ教育していく。



第 2 ステップは、パソコンやインターネットに関する教育を、市民が市民へ教えていく。教育の輪を広げる。

1.5 地域内外の相互理解深耕

1.5.1 デジタルアーカイブの構築

(1) システムの概要

郷土の有形及び無形文化財及び報告書や資料等の情報をデジタルアーカイブとして蓄積しインターネット経由で活用できるデータベース閲覧システムを構築する。

写真又は動画、行政の公開情報や報告書のサマリーをデジタルアーカイブとしてインターネット上に掲載する。完全なコンテンツは電子図書室で閲覧できるようにする。デジタルアーカイブは、多くの人に Web 経由で利用してもらうように構築する。電子書籍や報告書の閲覧は、ページめくりなどの読みやすいインターフェースを有するものとする。

(2) 関連部門

文化課、情報推進課

(3) 情報化の方針

① 歴史や伝統芸能の保存と活用

郷土の有形及び無形文化財及び報告書や資料等をデジタル化し Web で配信を行う。

② 将来的には、デジタルアーカイブ、電子図書を収蔵している電子図書室は、電子公文書館へ発展させていく。まず、デジタルアーカイブで所蔵している資料や市の情報公開情報、報告書などを電子化してインターネット経由で市民に活用してもらえるシステムを構築する。

③ 導入時期は、平成 22 年度～とする。

(4) 現状

① 蓄積されている歴史や伝統芸能等の紙の資料や写真が有効活用されていない

有形、無形文化財や伝統文化に関する記録された多くの資料が蓄積されているが活用できるようになっていない。

② 学術研究資料としての魅力

研究機関などから史跡等の情報を求められる。

③ 言語、風習などの郷土文化の伝承ができなくなっている

郷土の文化を記録化し、子や孫に伝承していく必要がある。

(5) 必要性又は期待できる効果

① 歴史や伝統芸能等の活用

歴史や伝統芸能等を活用し共有財産として管理することで、市内外の人々との相互理解が深まる。

② 郷土の有形及び無形文化の記録化と伝承

伝承者の減少で多くの貴重な文化遺産が消えていく懸念がある。貴重な文化や伝統を後世に伝えていくことができる。

③ 少ない財政負担で貴重な共有財産を記録化し活用することができる。

様々な貴重な資産をデジタル情報として記録し活用することで、デジタル情報として容易にかつ素早く構築することができる。博物館の建設に比べ財政負担が少ない。

(6) 検討事項・課題

①文化財総合的把握モデル事業等の活用

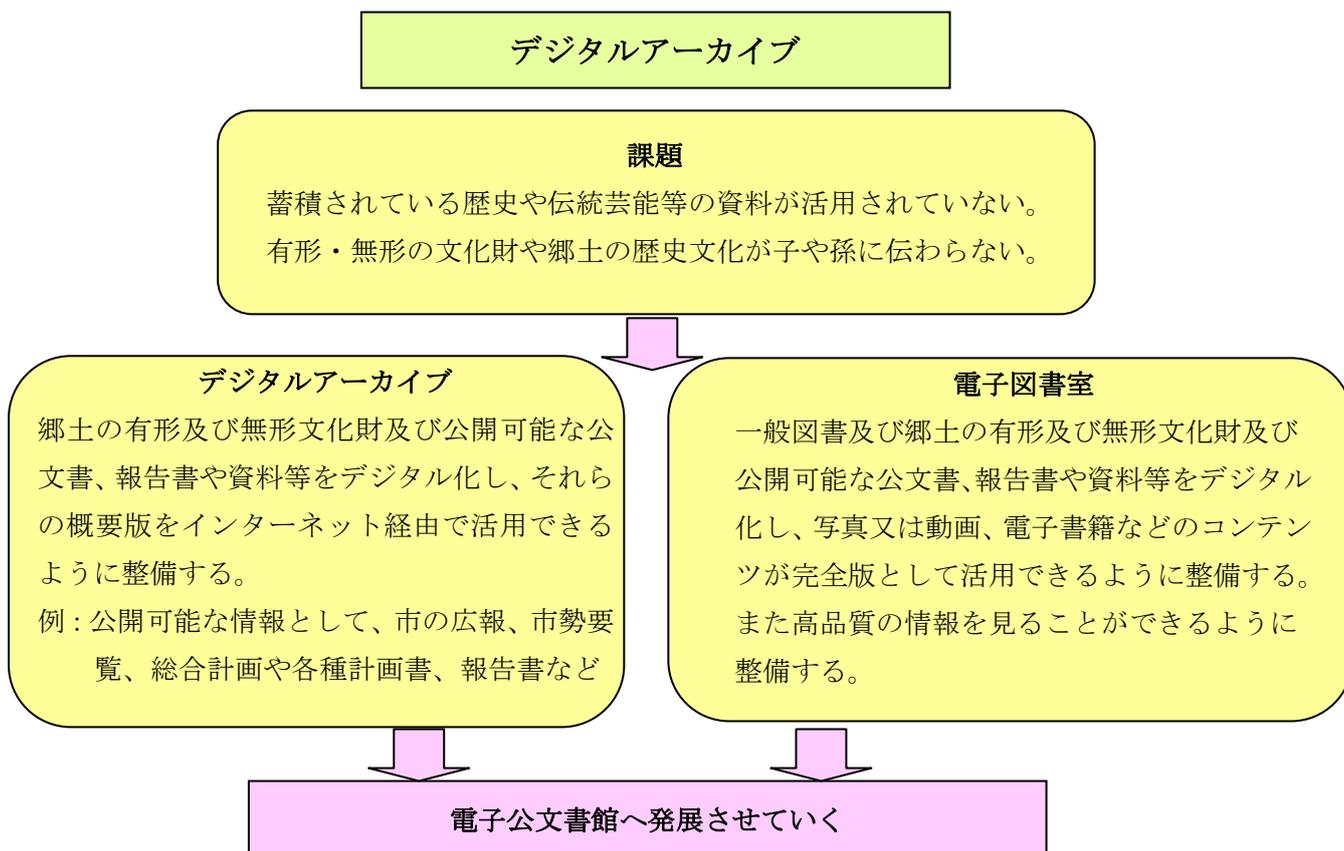
平成 20 から 22 年の事業である文化財総合的把握モデル事業を活用して可能な範囲で文化財のデジタル化を進める。

②類似のシステム間の連携を図りながら進める

将来的には、デジタルアーカイブ、電子図書を収蔵している電子図書室は、電子公文書館へ発展させていく。これらのシステムが連携できるように計画を推進する必要がある。

③業者さんなどからの電子報告書や納品物を標準形式に統一する

納品物をそのままデジタルアーカイブに載せられる形で納品するように標準化を進める必要がある。



注：デジタルアーカイブは、インターネット経由で市の公開情報、報告書類の概要版を閲覧する機能を備える。

電子図書室は、一般図書、市の公開情報、報告書類などの完全版を、図書室で高品質のコンテンツとして利用できるようにする。

1.6 市民ニーズに準じた行政サービス

1.6.1 自動交付機の導入

(1) システムの概要

印鑑登録証明書や住民票などの証明書類が自動交付機から取得できる仕組みを構築する。

(2) 関連部門

市民課、税務課、健康課、水道総務課、情報推進課

(3) 情報化の方針

- ①自動交付機で発行する証明書の種類は、段階的に充実させる。
当面对応する証明書の種類は、印鑑登録証明書や住民票など、証明書発行に際して窓口での相談の必要がなく証明書発行が可能なもので、かつ発行枚数が多いものを対象とする。戸籍などは窓口での相談が伴うため、自動交付機による対応は当面行わない。
- ②導入台数と導入地区については、市民が証明書を取得しやすくするため、旧町村の各地区に1台ずつ配置する。合計4拠点に配備する。
- ③当面は市民カード（磁気カード）のような安価で個人認証レベルの低いカードを用いることとし、住基カードでの取り扱いを行わない。
住基カード1枚の発行費用は平均1500円かかるが、住基カードの活用機会が少ないため費用対効果が望めず住基カードでは自動交付機の普及が難しい。
- ④当面は那覇市、南風原町、与那原町、西原町などとの広域交付サービスは行わない。自動交付機による証明書発行が夜間でも可能となることから、広域交付の効果が少ない。
- ⑤導入時期は、平成22年度とする。
平成22年度の基幹系システムの入替え時期に合わせることで、経費を節約することができる。

(4) 現状

- ①証明書の発行（11万5000件）のうち約50%が住民票、印鑑登録証明、所得証明の発行となる。
主な証明書の年間発行件数
 - ・印鑑登録証明書 13,023件
 - ・課税証明書及び所得証明書 10,851件
 - ・資産証明書 2,036件
 - ・住民票（個人票及び世帯票） 50,802件
- ②証明書発行における市民の待ち時間はほとんどなく、比較的ストレスがなく発行ができています。
- ③職員の人員削減に対応するため、窓口業務の中で可能なものは、機械化を推し進め

る必要がある。

(5) 必要性又は期待できる効果

- ①住民票と印鑑登録証明発行により市民の利便性が向上する。
南城市では、住民票と印鑑登録証明発行件数が全証明書類の発行件数の61%を占めている。
- ②サービス時間の拡大により市民の利便性が向上する。
市民は時間外や土日・祝祭日にも自動交付機で証明書類が取得できる。仕事帰りや休日に証明書を取得できる。
- ③大里地区（庁舎）、玉城地区（庁舎）、知念地区（例：がんじゅう駅）、佐敷地区（土日でも市民が抵抗なく入りやすい施設）にそれぞれ1台ずつ設置することで、市民は証明書の取得が容易になる。
- ④自動券売機の設置により、利用者の待ち時間を減らすことができ、また会計課職員の事務処理負担を減らすことができる。
- ⑤基幹系システムの入替え時期に合わせた、自動交付機の導入によるコスト削減を図る。平成22年に基幹系システムを入れ替えるタイミングで、自動交付機を導入することで、コストを抑えることができる。

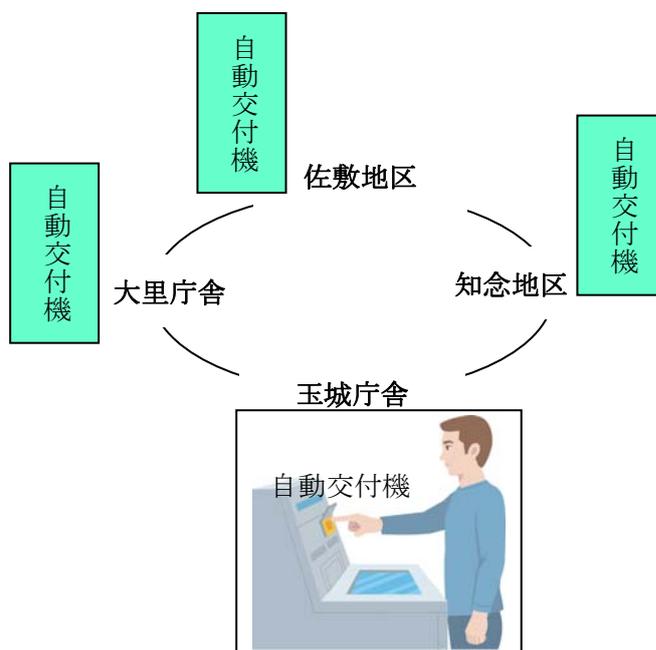
(6) 検討事項・課題

職員数が削減された場合でも、市民等への行政サービスをできる限り低下させることがない仕組みを作る必要がある。

- ①利用率を向上させるためには、認証カードは取得しやすいように安価なカードを用いる必要がある。磁気カードを市民カードとして利用することが有効である。
- ②自動交付機の発行手数料を、窓口での発行手数料に比べ安価にし、自動交付機による発行を普及させる必要がある。那覇市では、自動交付機による発行手数料は、全証明書を@150/件で発行している。
- ③条件不利地域の久高島に自動交付機を設置することは、島民の利益に直接的に結び付くことは少ないものと思われるため、自動交付機の設置は行わない。
久高島内で証明書を発行した場合でも、多くは、その証明書を持参して、本島内の行政窓口で各種手続きを行うことが多いため島に設置する効果が少ない。
- ④証明書発行に際し、発行手数料を支払うための自動券売機の設置は、金融機関窓口の廃止の検討を含めた議論をすすめる必要がある。

自動交付機

1. 取扱証明書は、印鑑登録証明書や住民票から開始する。
2. 認証カードは、市民カード（磁気カード）を用いる。
3. 効果は、時間外や土日・祝祭日でも自動交付機で証明書類が取得できる。
4. 設置個所は、玉城庁舎、大里庁舎、佐敷地区、知念地区の4か所からスタートする。



1.6.2 コンビニ収納の導入

(1) システムの概要

仕事の関連で、公共機関が空いている時間に支払いができない市民が増えている。那覇やその周辺のまちまで通勤している南城市民が増えている。そのため市役所や銀行の窓口が開いている時間帯に納付することができない人々が増えている。

24 時間・365 日営業を行っているコンビニエンスストアでの納付を可能とすることで、市民の支払機会が大幅に増し、市税等の収納率を向上させることができる。

(2) 関連部門

税務課（市税）、健康課（国民健康保険税、介護保険料）、教育総務課（給食費、幼稚園保育料、バス代）、児童家庭課（保育料）、都市建設課（市営住宅料）、水道総務課、情報推進課

(3) 情報化の方針

- ①納付手段として、従来の方法以外にコンビニ収納も合わせて検討する必要がある。ただし、クレジット決済は将来の検討事項とする。

注：公金コンビニ収納とは、平成 15 年 4 月 1 日の改正地方自治法施行令および改正国民健康保険法の施行により、地方税および国民健康保険料のコンビニ収納が可能になったことを受けて、各地方自治体が、地方税や国民健康保険料などの公金収納を、従来の金融機関や自治体の窓口などに限られた収納窓口を拡大し、コンビニエンスストアで行うことを可能にすることにより、納付者の利便性を高めるもの。

- ②導入時期は、平成 22 年度とする。

(4) 現状

- ①金融機関や役所の窓口が開いている時間帯に納付ができないため滞納する市民がいる。

(5) 必要性又は期待できる効果

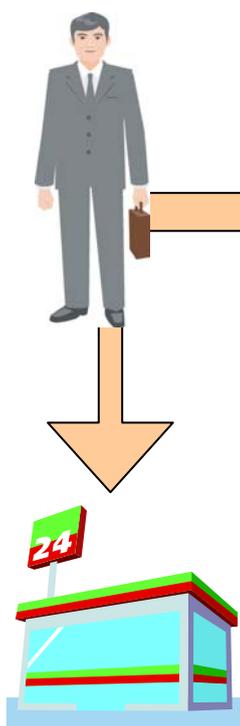
- ①納付者の支払い時間帯の大幅な広がりによる収納率の向上が期待できる。
コンビニエンスストアは、24 時間・365 日営業を行っているので、いつでも納付が可能である。

(6) 検討事項・課題

- ①コンビニ収納手数料を市民に負担してもらうことを検討する。
コンビニ収納手数料の最低金額は 1 件当たり 50 円と高額となり、1 件当たりの収納金額が小さいものは、手数料負担の比率が大きくなり、コンビニ収納活用効果が低下する。
- ②窓口収納、口座振替による収納、コンビニ収納などの支払方法に応じて、納付者の手数料金額等のメリットに差をつけることの検討。
- ③ブック形式の納付書では、コンビニで取り扱えない。対応できるように納付書を修正する必要がある。

コンビニ収納

役所の窓口、銀行窓口、自動引き落としの他の手段として、コンビニ収納を検討する。



市税等の支払機会の増大

就労スタイルの大幅な変化による支払い方法を検討する必要がある。



コンビニで支払ができれば、24 時間、365 日支払いが可能であり、就労スタイルは影響しなくなる。



しかし、コンビニ支払いは手数料が高いため、小額の納付には、手数料負担が大きくなる。

1.6.3 市民サービスコールセンター構築

市役所職員の定数削減や国から地方自治体へ事務事業の移管が進んだことで、自治体職員の業務負担が大幅に増加している。業務改革を進め、出来る限り無駄を排除するとともに、「民間でできるものは、民間に行わせる」との方針に従い、民間事業者のノウハウを活用することで事務事業の効率化を進めていく。

(1) システムの概要

行政によるコールセンターは、市民へ連絡・案内、催告などの必要が生じた場合にタイミングよく案内を行なうことが可能となる。また、電話による簡単なアンケートを取ることも可能となる。

コールセンターの運営を民間事業者へアウトソーシングすることで、効率的で経済的な運営が可能となる。

【コールセンター活用事例】

ア) コールセンターによる電話催告業務

コールセンター業務は、市民への案内や連絡とともに、電話催告業務なども活用できる。

イ) 受診率向上を狙いとしたコールセンターによる健診案内

特定健康診断の受診率向上は南城市の大きな課題である。コールセンターを活用し、市民に対し受診を働きかけ、市民の受診率向上を達成する。

ウ) コールセンターによる簡易アンケートの実施

電話による簡易アンケートを行うことができ、結果は直ちに把握することができる。市民の考えを政策等に反映することができる。

(2) 関連部門

全課

(3) 情報化の方針

① アウトソーシングの活用による行政改革の実施

職員でなくても対応できる業務を民間事業者へアウトソーシングする。

行政の業務改革の一つに、行政事務や事業を民間事業者へアウトソーシングする改善策がある。コールセンター業務は、民間事業者のノウハウを活用したアウトソーシングが改善効果を上げる方策の一つである。

② コールセンターを様々な業務に活用し採算性を向上させる。ただし導入判断は、他市町村の効率等の向上実績を評価したうえで決定するものとする。

③ 導入時期は、平成 22 年度とする。

(4) 現状

① 収納業務が発生する部門ごとに嘱託徴収員がいる。税務課、健康課、教育総務課、児童家庭課、都市建設課、水道総務課などがそれぞれ別々に徴収業務を行っている。

※那覇市では、平成 20 年 9 月から督促業務を民間にアウトソースしている。

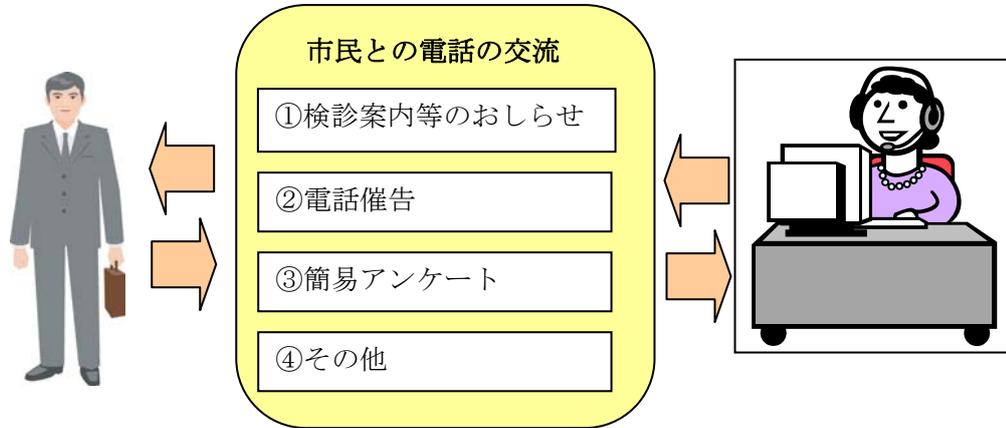
(5) 必要性又は期待できる効果

- ①コールセンターを利用して市民に周知することで、「収納率向上」が期待できるが、電話催告業務とコンビニ収納とを併せることで、より収納率向上が期待できる。
- ②民間に任すことができる業務は、民間のノウハウを活用して効率良く処理ができる。
- ③電話催告業務以外に副次的な利用が可能となる。
電話催告時に他のメッセージを伝えることができる。
電話催告時に、例えば、市民の皆さんに健康診断の受診率向上を働きかけるなど、他のメッセージを伝えることができるメリットがある。

(6) 検討事項・課題

- ①市民サービスコールセンターの運営費用対効果の判断を行う。
直接的な効果としては、市民サービスコールセンターのアウトソーシング費用と、電話催告業務などによる収納金額（収納率）、徴収職員の工数削減費用、徴収員数の削減等であり、費用対効果を検討することとなる。
また、間接的な効果としては、市民に対し適宜有効な情報をお知らせとして伝えることができるようになることがある。
- ②市民サービスコールセンターの効果を上げるために全庁的な導入を検討する。
市民サービスコールセンターの利用できる業務や案内を整理し、全庁的に活用できるようにする。全庁的に効果が挙げられる業務や運用方法を検討する。催告業務においても横断的に業務を委託することで作業の効率を図ることができる。
- ③様々なコールセンター活用と、コールセンターに連動した業務の運用方法を改善する。以下はその例である。
 - ア) 課をまたいで、まとめて徴収することの検討
課毎に、それぞれ徴収員を配置しているが、徴収業務の効率を向上させるためには、課をまたがって、まとめて徴収ができるようにするなど、コールセンターの活用に連動した運用方法も改善することが必要である。
 - イ) 徴収金額を課毎への振り分けなどの調整が必要
課をまたがって、まとめて徴収する場合、徴収金額の各課への振り分けの調整が必要となることがある。場合によっては、各課独自に督促徴収するやり方が、収納率向上に繋がる可能性もあるので検討が必要である。
 - ウ) 電話催告業務のアウトソーシングを活用する場合は、各課の徴収方法を統一する必要がある。
各課によって、自宅訪問時に徴収する方法や振り込みによる徴収する方法などがあり、徴収方法が各課で異なる。アウトソーシングを活用する場合は、徴収方法を南城市として統一する必要がある。

市民サービスコールセンター



双方向のコミュニケーションが可能になる。

1.6.4 公金クレジット決済

(1) システムの概要

税金等のクレジット決済の導入の検討となる。

固定資産税、市民税、軽自動車税、国民健康保険税、保育料、水道料、下水道使用料、料金の支払いとしては各種施設使用料、各種手数料等に対してクレジット決済が法的に可能となった。

(2) 関連部門

税務課、健康課、教育総務課、児童家庭課、都市建設課、水道総務課、情報推進課

(3) 情報化の方針

①クレジット決済は当面は実施しない。

クレジット決済は、コンビニ収納等の成果が出た後の検討とする。

②現状では、自動引き落としの活用を推進する。

③導入時期は、平成 24 年度以降とする。

(4) 現状

①収納率を向上させることが、大きな課題である。

(5) 必要性又は期待できる効果

①「市役所や銀行窓口に行かなくても納付することができる。また自分の都合のよい時間に納付することができる。休日を含めて 24 時間自宅で支払いができるなどの点に納付者の利便性が他の納付方法に比べ格段に向上する。

②地方税等の徴収にかかわる合理化や効率化を推進することができる。

③収納率向上による市税の収入確保ができる。

(6) 検討事項・課題

①カード会社に支払う手数料料率が 1%と高額となる。銀行の口座振替は 1 件 10 円程度、コンビニ収納が 50 円程度と比べると、定率性のカード会社の手数料は納付金額によっては、他の納付手段と比べて、金額が大きくなりすぎる。



(課題)

カード会社に支払う手数料料率が 1%と高額である。

2. 行政内部の情報化の現状及び情報化方針

2.1 電子自治体の推進

2.1.1 公有財産台帳の構築

(1) システムの概要

平成 21 年秋以降導入される新公会計に適応するように公有財産台帳を構築し、財務諸表の整合性、正確性を確実に行えるように整備する。

公有財産は、土地・建物等の固定資産、ピアノなどの高額備品の取得から償却、貸借・売却の状況を管理し記録する台帳を電子的に整備する。

(2) 関連部門

財政課、情報推進課

(3) 情報化の方針

① 公有財産台帳は、当面は表計算ソフトで構築するが、新公会計に対応する財務会計システムの更新時に財務会計システムへ組み込んだ管理に移行する。

② すべての公有財産を網羅する公有財産台帳を構築することを基本とするが、財産管理として他の手段が適切な公有財産については、その手段によることとする。

例：法律によって作成が義務付けられている道路台帳などや道路、河川等のインフラ資産にかかる評価については、取得原価などを活用した簡便な方法を採用することとする。

注：法定外財産台帳は別に管理する。

③ 公有財産台帳は、財務会計システム（平成 22 年度にシステムを更改予定）の管理項目として機能できるように構築するが、決算システムや決算統計等の公表システムとデータの連携ができるようにする。

④ 導入時期

平成 20 年度～公有財産の整備などを進めている。

(4) 現状

① 4 町村合併前の公有財産台帳を統合せずにそのままの紙台帳として活用している。

- ・ 備品の管理（いつ取得して、いつ処分したなどの管理）は、各課で行っている。
- ・ 4 町村合併後も、台帳の様式が異なるままになっている。
- ・ 紙台帳で管理している（電子化された台帳がない）。

(5) 必要性又は期待できる効果

① 現状の台帳は紙台帳で新公会計に適応できていない。

② 財務会計システムと公有財産台帳とを連動して管理することで、業務効率を向上させることができる。

(6) 検討事項・課題

① 公有財産管理台帳は、財務会計システムに組み込める形式で作成する。

② 業務効率を向上させるには、公有財産台帳と決算システムとを連動して管理する必

要がある。

- ③公有財産台帳システムと GIS とのデータ交換ができる（システムがシームレスにながらなくてもよい）ことで業務の効率向上を図る。（例：所有者や位置情報を GIS 上で確認、処理を行うなど）
- ④公有財産台帳の管理項目や運用方法の標準化及びルールを明確化する。

公有財産台帳の電子化

1. 当面は表計算ソフトで整備する。
2. 新公会計に対応する財務会計システムの更新時に財務会計システムへ組み込んだ管理に移行する。
3. 決算システムや決算統計等の公表システムとデータの連携ができるように整備する。

2.1.2 公共施設の地デジ対策

(1) システムの概要

日本は世界最先端の ICT 国家として高度な情報通信基盤を構築し、その効用を国民が享受できることを目指している。そのためには、通信と放送の融合を一層進める必要がある。公共施設での地デジ対策を行う。

(2) 関連部門

財政課（庁舎）、教育施設課（小・中学校、幼稚園）、教育総務課（小・中学校、幼稚園）、児童家庭課（保育所、児童館）、都市建設課（市営住宅）、社会福祉課（福祉センター）、情報推進課

(3) 情報化の方針

- ①平成 23 年（2011 年）7 月でアナログ放送が終了する。行政及び教育委員会の地デジ対策は平成 22 年 12 月までに完了しなければならない。
- ②市民や民間等の地デジ対策は、市民や民間等の受益者負担を原則とする。
受信側の対策としては、ア)戸建て住宅の直接受信、イ)集合住宅の共聴施設、ウ)受信障害対策の共聴施設が考えられる。
- ③行政の建設物などの影響によって、市民等の家屋で受信ができない場合の対応は行政が行う。
(現在のアナログ放送の場合、大里庁舎のビル陰による共聴施設対応を行っている家屋が数件ある。)
- ④実施時期は、平成 21 年度～とする。

(4) 現状

- ①公共施設の地上デジタル放送への対応
総務省の地上デジタルテレビ放送ガイドラインでは、行政機関は平成 22 年（2010 年）までにテレビのデジタル化を行うことを目指すとしている。

(5) 必要性又は期待できる効果

- ①地デジ対策は平成 22 年 12 月までに完了しなければならない。

(6) 検討事項・課題

- ①現状調査
行政内及び教育委員会内の TV 保有状況、及び災害等の情報入手のために現在 TV が無くても整備する必要のある施設等を把握する。
- ②公共施設が原因でデジタル放送が受信できなくなる場合の対策を考える。
現状調査を行い、受信できなくなると予想される不感地帯の特定を行う。
対策の方法を決めていく

2.1.3 基幹系システムのリプレース

(1) システムの概要

合併時に導入した基幹系システムは、合併後 4 年が経過しており、平成 22 年度が更新時期となる。

(2) 関連部門

情報推進課

(3) 情報化の方針

①業務効率を向上させるため、基幹系システムは現状のクライアントサーバ方式から Web 方式に変更する。

Web 方式にすることで、行政ネットワーク内であれば、どこでも端末を移動して活用することができる。

②現状のシステムで管理しているデータを新システムに確実に移行させる必要がある。データの真正性の確認を慎重に行なわなければならない。

③導入時期は、平成 22 年度とする。

基幹系システムの更新は、平成 22 年 12 月末～1 月始にかけて更新する。その後、平成 23 年 5 月末まで既存システムと新システムを並行稼働させる。

これは、税務申告や出納閉鎖が 2 月から 5 末にかけて実施されることや決算処理を旧システムで行う必要の為である。

(4) 現状

①内部系システムは、Web 方式で稼働している。

②住記系システムは、クライアントサーバ方式で稼働している。

(5) 必要性又は期待できる効果

①基幹系システムを、現状のクライアントサーバ方式から Web 方式に変更することで、市民税申告や選挙などでの業務で、庁舎以外の公共施設でシステムを利用できるようになる。

(6) 検討事項・課題

①システムの変更に伴い、基幹データの真正性を確実に保つためのデータ確認の期間が必要となる。平成 21 年からシステム変更準備が必要となる。

②認証システムは、生体認証方式又は認証カードを活用する。

2.1.4 基幹系・情報系ネットワークの統合

(1) システムの概要

現状は、基幹系と情報系ネットワークは物理的に分離されたネットワークで構成されているため、相互のデータ連携ができない。情報セキュリティを確保して、業務効率を上げるために、基幹系と情報系データの相互利用ができるネットワーク構成に変更する。

(2) 関連部門

情報推進課

(3) 情報化の方針

①情報セキュリティを確保しながら業務効率を向上させるために、基幹系と情報系ネットワークを論理的に分ける方式にネットワークを切り替える。

②導入時期は、平成 22 年度とする。

基幹系システムの更新時期が平成 22 年末になるため、ネットワークの統合時期は、平成 22 年末までに完了させる必要がある。

(4) 現状

①基幹系と情報系ネットワークは、物理的に分離されているため、効率を上げられない業務もある。

②例えば、市民情報等を GIS で活用する場合は、市民情報と GIS はデータ連携ができないため、データは一度基幹系から抜き出して GIS に反映させている。データの更新は 1 か月毎に行っている。そのため、市民情報が最新かどうかを、処理の都度確認する必要があるが起きている。

(5) 必要性又は期待できる効果

①基幹系と情報系ネットワークを統合することで、業務効率を上げられる。

論理的にネットワークを分離することで、情報セキュリティを確保して、データの連携ができるようになる。

②基幹系と情報系ネットワークが連携しデータを共通利用することができるので、基幹系システムによって更新されたデータは即時に他の情報系システムに反映できるため、データの不具合が起こらない。

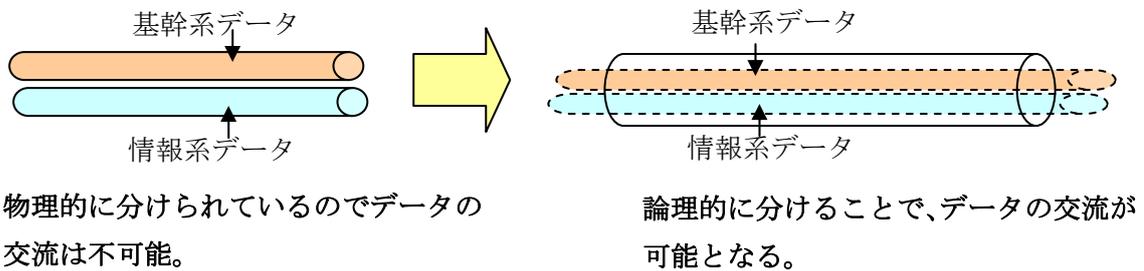
③ネットワークが一元化されるため、システムの保守管理が容易になる。

④基幹系パソコンと情報系パソコンの共有が可能となり、業務効率や機器の有効活用が可能となる。

(6) 検討事項・課題

①情報セキュリティの確保が重要であるが、基幹系のデータを活用するための認証方式を厳密にする必要がある。生体認証システムの導入を検討する必要がある。

基幹系・情報系ネットワークの統合



2.1.5 情報系システムのリプレース

(1) システムの概要

合併時に導入したシステムは、合併後4年が経過しており、平成22年度が更新時期となる。情報技術革新が進んでおり、既存システムを見直して現状で最適なシステムに更新する。

(2) 関連部門

情報推進課

(3) 情報化の方針

- ① 既存システムの見直しは、勤怠管理システム、ファイルセキュリティ認証システム、情報資産管理システムなどを対象とする。
- ② 現在使用しているグループウェアは、職員間のコミュニケーションや情報共有等に効果を発揮している。他のシステムに変更した場合、職員の業務効率に障害を与える可能性があることから、現状システムの変更は行わない。
- ③ 導入時期は、平成22年度とする。切り替えは、既存システムの更新時期に合わせて、平成22年12月までに完了させる。

(4) 現状

- ① 技術の進歩の応じたシステムに変更しても職員の業務に混乱が生じなく、効果が期待できるものが、勤怠管理システム、ファイルセキュリティ認証システム、情報資産管理システムとなる。

(5) 必要性又は期待できる効果

- ① 技術進歩により、経済的メリットがある優れたシステムを導入することが可能である。システムの更新時期に合わせてより経済的で操作性の良いシステムに変更することは業務効率の向上に貢献する。

(6) 検討事項・課題

- ① サーバの統合、基幹系及び情報系ネットワークの統合方針に従って、情報系システムを選択する。
- ② 認証システムは、生体認証方式を活用できるものを活用する。

2.1.6 認証方式の見直し（生体認証方式の導入）

(1) システムの概要

個人認証は情報システムを運用する上で「要」の技術である。現状は IC カードとパスワードで認証しているが、認証を強度でより確実なものに変更することが必要となっている。その一つが生体認証方式である。生体のユニークな特徴を認証とする方式であるので唯一無二の認証となる。そのため基幹系ネットワークや情報系ネットワークの統合には欠かせない技術となる。

(2) 関連部門

情報推進課

(3) 情報化の方針

- ① 認証方式を、現状の IC カードとパスワードを組み合わせた認証方式から、静脈を使った生体認証方式に切り替える。
- ② 導入時期は、平成 22 年度とする。
基幹系システムの更新時期が平成 22 年末となるため、生体認証方式の導入は、平成 22 年末までに完了させる必要がある。

(4) 現状

- ① 現状の IC カードとパスワード方式の欠点は、IC カードを端末に差し込んだままの状態では複数の担当者がシステムを利用することが生じるため、IC カードの機能を十分に生かせない場合が多い。
- ② 現状の IC カードの更新はサーバで管理ができない。そのため人事異動の際は IC カード毎に更新する必要があるが生じている。
- ③ ログは端末に保存されるため、サーバでの確認ができない。重大なインシデントがあっても情報セキュリティ管理者は把握しにくい。

(5) 必要性又は期待できる効果

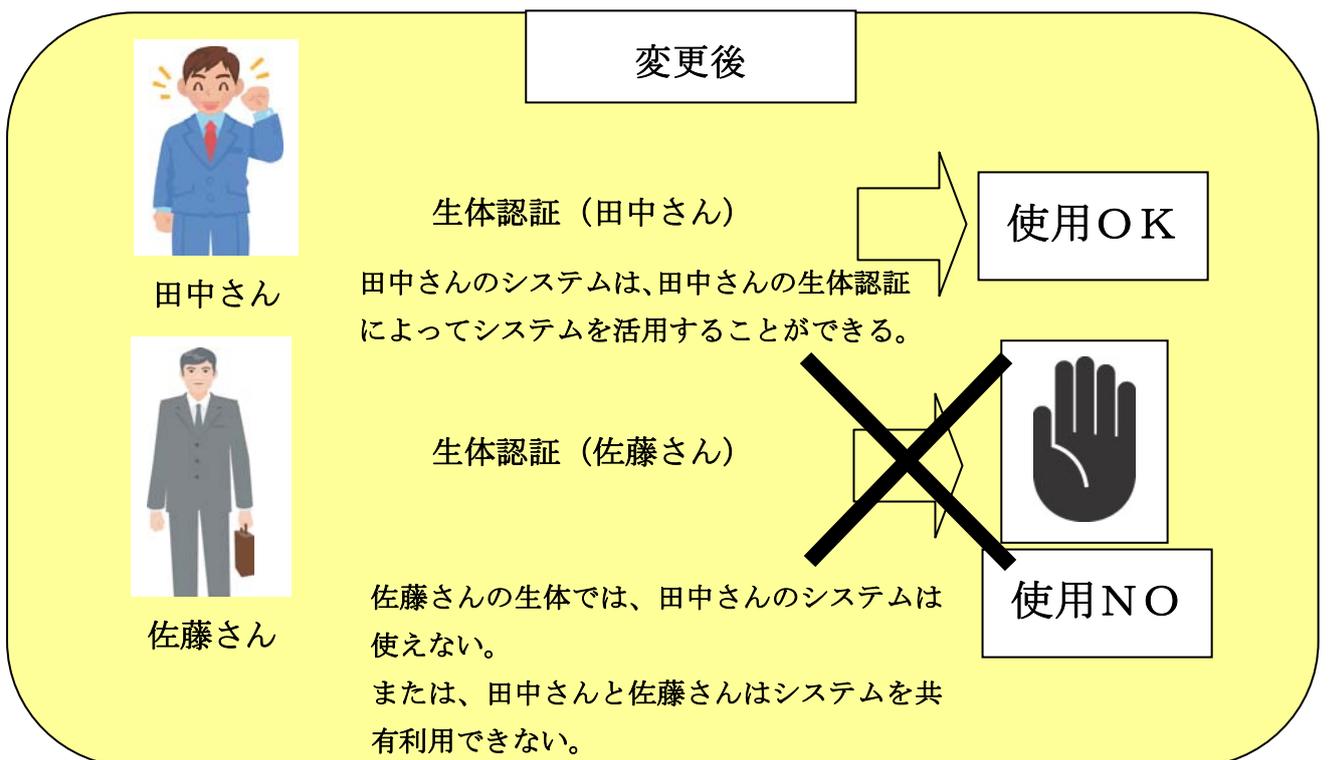
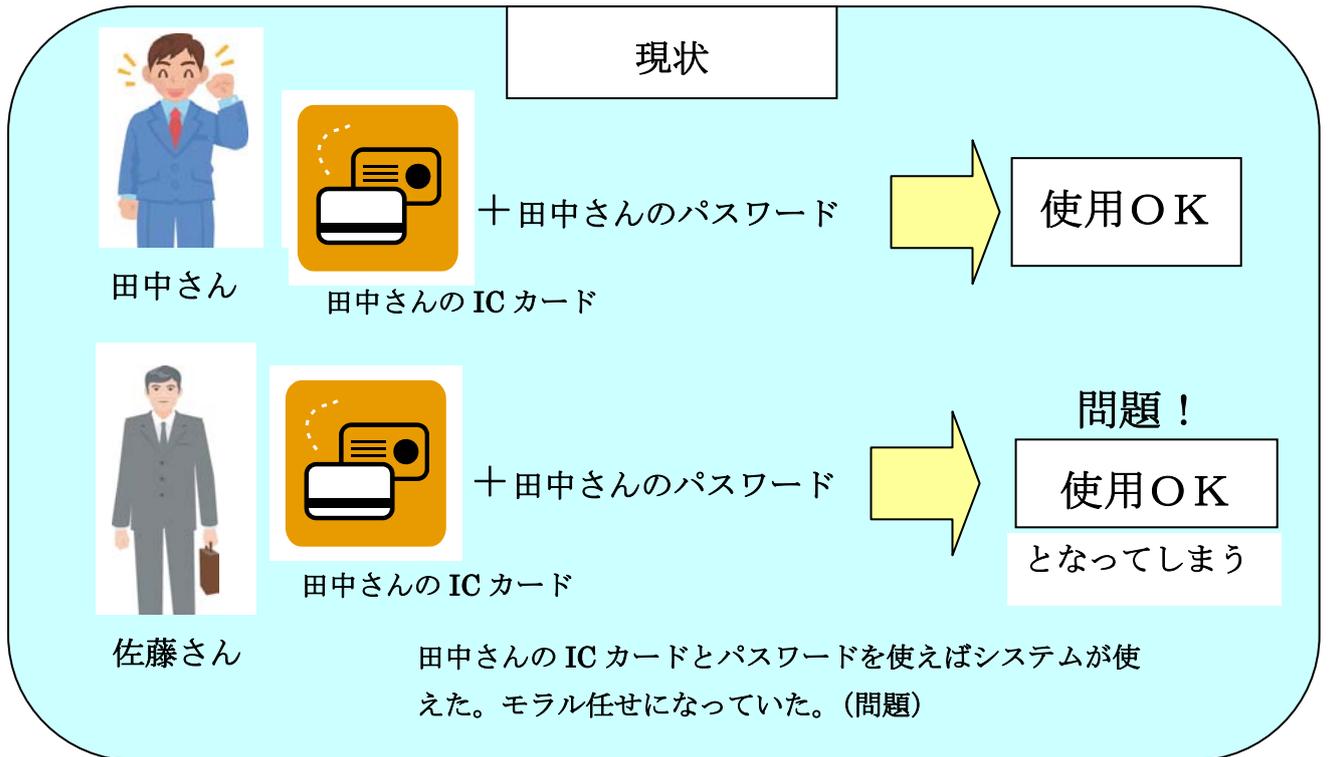
- ① IC カードとパスワード方式では、職員の情報セキュリティに対する意識が低い場合、管理が徹底されない欠点があった。職員の情報モラルに依存していたが、生体認証を用いることで、確実に情報セキュリティで決めた手順どおりに実施できるので、セキュリティレベルが向上する。
- ② 導入する生体認証をサーバ認証方式とすれば、情報セキュリティ管理者がサーバ上で設定等の変更ができるので効率性と安全性が向上する。現状はカード毎に変更を行う必要がある。
- ③ さらに、サーバ管理となることで、人事異動や組織変更などの対応がより容易に行えるようになる。
- ④ 委託会社の社員の入退室管理にも有効である。サーバ室が大里庁舎にあり、サーバ室への入退室の際に、IC カードを貸し出しているが、実際の入退室者の管理が徹底できていない。生体認証方式を活用することで、情報セキュリティの管理レベルが

向上する。

(6) 検討事項・課題

- ① 生体認証端末がまだ数万円と高価であるため、様々な認証の場面で、生体認証方式を標準とし、費用対効果を上げていく検討が必要である。
- ② 個人の生体情報を厳格に管理できるようにするため、手順や責任を明確にする必要がある。

生体認証方式の導入



2.1.7 情報資産管理・監視システムの見直し

(1) システムの概要

情報資産管理・監視システムの主な機能は、情報系ネットワークにおける情報資産管理及び情報セキュリティ監視機能を有するシステムである。

(2) 関連部門

情報推進課

(3) 情報化の方針

①情報資産管理及び監視システムはネットワーク管理においては必須である。継続的に当該機能を有するシステムを活用していくが、ICT 技術の進歩に準じて安価な製品が多くみられるようになった。世の中の技術動向と価格動向に準じた最適システムの導入を図る。

②導入時期は、平成 22 年度とする。

情報系システムの更新時期が平成 22 年末になるため、情報資産管理及び監視システムの導入は、平成 22 年末までに完了させる必要がある。

(4) 現状

①現状の情報資産管理及び監視システムの活用により、情報推進課職員のシステム障害やシステム等の更新に対応する時間を大幅に改善できた。現状の情報資産管理及び監視システムは有効に機能した。

②合併当時に比較し、情報資産管理及び監視システム製品の選択肢が増えている。そのため同様の機能でシステムのランニング費用をより低廉化するシステムの選択が可能となった。

(5) 必要性又は期待できる効果

①情報系及び基幹系ネットワークの統合を検討している。これらのネットワーク統合が実現した場合は、情報資産管理及び監視システムを、現状の情報系システムの管理のみでなく基幹系システムでも活用できることになる。費用対効果がより顕著になる。

②現状と同様の機能であれば、システムのランニング費用を廉価に抑えることが可能となる。

③急激な ICT 技術の進歩により性能の向上、ユーザインターフェイスの良好なシステムの選択が期待できる。

(6) 検討事項・課題

①情報資産管理及び監視システムに求める機能を整理する。また現状のシステムでは実現できなかった機能等を整理し、市にとって必要な最適システムを選択する。

②基幹系や情報系ネットワークの統合、クライアントサーバ方式から Web 方式への切り替えを検討している。また認証方式も生体認証方式に変更する。これらのシステム変更に対応できる情報資産管理及び監視システムの導入を検討する必要がある。

情報資産管理・監視システム



情報推進課

1. 情報資産の管理
ネットワークに接続されているPCなどのハードやアプリケーションの管理
2. 情報セキュリティ監視
3. 機器の不正接続やアプリケーションの不正導入の禁止
4. アプリケーションのパッチ当て更新
5. その他

各課・各職員の使用しているPC等

2.1.8 勤怠管理システム、入退室管理システムの見直し

(1) システムの概要

生体認証を活用し、職員の勤怠及び入退室を管理するシステムである。

(2) 関連部門

情報推進課

(3) 情報化の方針

- ① 合併時に導入した勤怠管理システム及び入退室管理システムの更新を行う。
技術進歩により、現状と同額の費用負担で、機能及び運用上の利便性がより良いシステムの選択が可能となった。業務効率の向上が期待できる最適システムの導入を図る。
- ② 生体認証方式に対応したシステムを導入する。
- ③ 導入時期は、平成 22 年度とする。
情報系システムの更新時期が平成 22 年末になるため、勤怠管理システム、入退室管理システムの導入は、平成 22 年末までに完了させる必要がある。

(4) 現状

- ① 市の職員、幼稚園の職員、教育委員会職員が、勤怠管理システム及び入退室管理システムを活用している（臨時職員、嘱託職員を除く）。
- ② 認証方式は IC カード方式である。

(5) 必要性又は期待できる効果

- ① 勤怠管理システム及び入退室管理システムは生体認証方式を活用することで、より厳密な管理が可能となる。
現状は IC カード方式であるため、運用上はカードの貸し借りが可能であった。
- ② 生体認証方式を用いることで、情報セキュリティ管理者がサーバ上で利用者情報の設定変更等ができるようになる。
異動時に IC カードを情報セキュリティ管理者が回収しカードの設定情報を更新しなければならず、就業期間が限られている臨時職員や嘱託職員では、IC カードの利用は実質的に難しかった。
- ③ 現状と同様の機能であれば、システムのランニング費用を廉価に抑えることが可能となる。
- ④ 急激な ICT 技術の進歩により機能の向上、ユーザインターフェイスの良好なシステムの選択が期待できる。

(6) 検討事項・課題

- ① 勤怠管理システム及び入退室管理システムに求める機能を整理する。また現状のシステムでの改善点や実現できなかった等を整理し、市に適するシステムを選択する。
- ② 生体認証方式が可能なシステムの採用を行う。

2.1.9 サーバ統合

(1) システムの概要

現状のサーバはアプリケーション毎に構築されているが、サーバを仮想化することで複数のアプリケーションを一つのサーバに統合することができる技術の導入を検討する。

(2) 関連部門

情報推進課

(3) 情報化の方針

- ①アプリケーション毎に構築されているサーバを統合することで、運用費用や管理面の負荷を減らすこと及びダウンサイジングを図る。
技術革新によって、安全で効率的なサーバの活用が可能となっている。
- ②サーバ統合に伴って、今後はシステム導入企業等からはソフトウェア等を提供してもらい、市はサーバを提供する方式に変更することになる。
- ③サーバ統合は、合併時に導入したシステムの更新時期に合わせて、平成22年12月までに完了させる。

(4) 現状

- ①現状のサーバはアプリケーション毎に構築されているため、システムの充実に伴ってサーバ数が増え、サーバ室が狭隘化している。
- ②サーバを統合することで運用費用や管理面の負荷を減らすことが可能となる、またダウンサイジングが可能となる。

(5) 必要性又は期待できる効果

- ①サーバを有効に活用できるので、ハードウェアに関する運用費、管理費、保守費用等のコスト削減につながる。
- ②サーバを統合することで、ダウンサイジングが可能となり、サーバ室を有効に活用できるようになる。

(6) 検討事項・課題

- ①障害が発生した場合のハードウェアとソフトウェアの提供企業等間で責任範囲を検討する必要がある。

2.1.10 法定外公共物管理台帳構築

(1) システムの概要

法定外公共物管理台帳は地理情報システム（以下「GIS」と略す）を活用して電子的に構築する。

(2) 関連部門

都市建設課、情報推進課

(3) 情報化の方針

- ①国から譲渡された里道、水路などの法定外公共物を適正に管理する。市が里道や水路などの売買、市民や企業等への賃貸管理を適切に行えるように GIS で管理する。
- ②GIS を用いて、法定外公共物を管理するためのデータ整備を行う。
- ③実施時期は、平成 23 年度とする。

(4) 現状

- ①法定外財産の確認と特定は、調査が終了している。

(5) 必要性又は期待できる効果

- ①法定外公共物の貸借管理や売却等の管理が、正しく行えるようになる。
(例：ゴルフ場内に里道があり土地使用料の徴収を行う必要性や里道上に建設物がある場合などは、里道を買いたいなどの要望があり、法定外公共物を適正に管理する必要がある)

(6) 検討事項・課題

- ①法定外公共物の里道や水路には番地が振られていない。まず仮番地をつけて管理する必要がある。
- ②GIS とのデータ交換ができることで業務効率の向上を図る。(所有者や位置情報を GIS 上で確認、処理を行うなど)
- ③法定外公共物管理に関する例規等を整備する。
- ④法定外公共物管理のための担当課を明確にする。
法定外公共物は、里道管理と水路管理がある。住宅地と農地の所在する場所によって、都市建設課と田園整備課の 2 つの課で法定外公共物の管理を区分して行われている。

法定外公共物管理台帳の電子化

事前準備

1. システム化するための事前の整備を行う。
例：法定外公共物の里道や水路には番地が振られていない。まず仮番地をつけて管理する必要がある。

システム化

1. 法定外公共物管理台帳は地理情報システムを活用して電子的に整備する。
2. 法定外公共物の貸借管理や売却等の管理が、正しく行えるようにする。

2.1.11 沖縄マップセンターへの参画

(1) 事業の概要

沖縄マップセンターでは、沖縄全域の基本図を5年毎に更新することを計画している。各市町村は安価に使用することができるが、縮尺は1/2500の地形図とデジタルオルソ画像（航空写真）のみの更新となる。同センターの地図を活用できるかは、経過を見る必要がある。

(2) 関連部門

情報推進課

(3) 情報化の方針

- ① 沖縄マップセンターの地図の活用可能性については、沖縄マップセンターにおける地図製作上の制約がある可能性があるため、今後センターから提供される情報を基に、活用できるかどうかを検討する必要がある。
- ② 実施時期は、平成24年度～とする。

(4) 現状

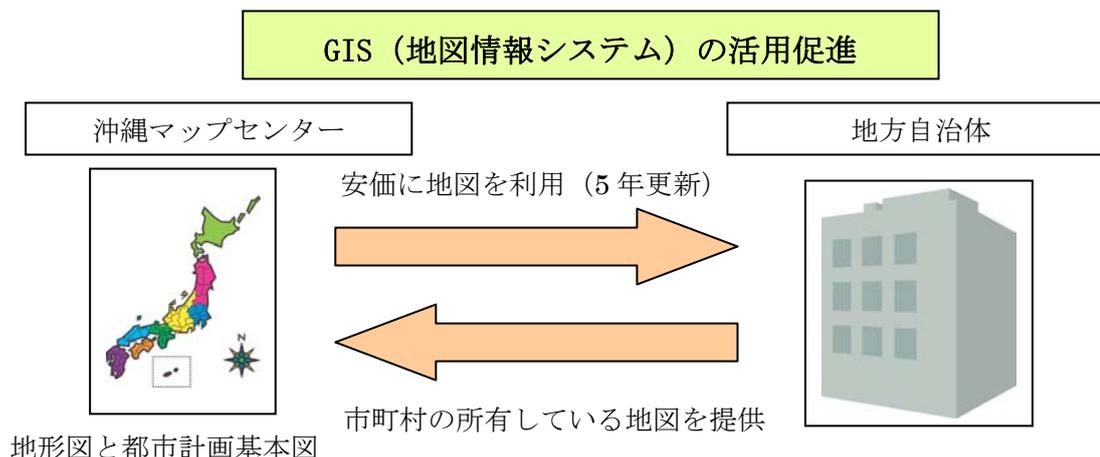
- ① 南城市全域の基図はできている。デジタルオルソ画像や地図の更新に大きな費用がかかる。

(5) 必要性又は期待できる効果

- ① 沖縄マップセンターの地図を活用できれば、地図データの更新を安価に行うことができる。但し、税務評価上、デジタルオルソ画像は3年毎の更新が望ましい。
- ② 沖縄マップセンターの地図は、沖縄全土の地図を活用できるため、市を超えた広域業務に対応できるので、広域的活用のメリットが考えられる。

(6) 検討事項・課題

- ① 沖縄マップセンターによる地形図やデジタルオルソ画像の更新は5年毎であるが、税務評価上3年が望ましい。
- ② 1/2500の地図データの縮尺が、建設課などの事業系でも有効に活用できることを確認する必要がある。
- ③ 沖縄マップセンターが示す、地図データ活用にあたっての制約条件等の確認が必要となる。



2.1.12 電子入札システムの構築

(1) システムの概要

電子入札システムの構築を検討する。

(2) 関連部門

情報推進課

(3) 情報化の方針

①電子入札を行うための行政及び企業等の環境が整っていないため、電子入札システムの導入は当該計画には盛り込まない。

行政内部の環境整備に関しては、例えば、全ての職員が抵抗なく日常的にコンピュータを活用して業務遂行することが最低限必要となる。また、電子化に対応した行政事務の標準化等がなされないと電子入札システムの導入はできない。

②実施時期は、平成 24 年度以降とする。

(4) 現状

①電子入札システム導入のためには、行政及び地元企業がともに、情報システムが活用できるように様々な環境を整える必要がある。まだ電子入札システムの導入段階に達していない。

(5) 必要性又は期待できる効果

①企業等の情報活用基盤が整った場合は、電子入札による企業の業務効率の向上が期待できる。

②南城市商工会は、企業の事務軽減につながるため、電子入札導入を検討してほしいとの意見であった。

(6) 検討事項・課題

①地元企業の情報化が推進する必要がある。

電子入札を活用するためには、地元企業が情報化を推進する必要がある。

②電子化に対応した行政内部の例規や業務のしかた等を見直す必要がある。

電子入札システムは、様々な課で活用できるため行政事務の効率化向上に寄与するものと期待できる。ただし現状では各課の業務が電子化に対応していない。電子化に対応した事務事業推進の仕組みが構築されていないと事務の効率向上につながらない。

③電子入札に対応した採用評価基準の検討が必要となる。

選定評価に企業の日常の貢献度等を加えるなど、採用評価基準等の運用方法を検討する必要がある。

電子入札は、調達先が南城市を超えて行われることになる。選定に当たって地元企業の育成の観点や南城市に対する地元企業の日々の継続的な活躍を評価するべきである。

3. 小中学校における情報化に関する現状と情報化の方針

平成 14 年 11 月の沖縄県教育情報化基本計画（10 年計画）によると、

(1) 学校教育分野

- ①各学校における情報教育に実践
- ②情報化に対応した指導体制の構築
- ③情報通信環境の構築
- ④学校の情報化の推進
- ⑤学校の情報化を支える体制の構築

(2) 教育行政分野

- ①インフラの構築
- ②情報化推進体制の構築
- ③システムの構築

が基本方針として示されている。

南城市の教育にかかわる情報化計画の検討にあたって、沖縄県教育情報化基本計画との整合にも留意する必要がある。

また沖縄県立総合教育センターの提供するシステムや教材の活用を計画的に進める必要がある。

3.1 教職員用パソコンの整備

(1) 事業の概要

学校教職員が活用するパソコンの整備が進んでいない。教職員用と生徒用パソコンの整備が必要となる。

(2) 関連部門

教育総務課、教育施設課、情報推進課

(3) 情報化の方針

- ①学校業務の効率向上のために、教職員用と生徒用パソコンの導入を進める。限られた予算の中で、まず教職員数名あたりに 1 台ずつ導入し、段階的に拡充していく方式とする。
- ②当面は、役所でパソコンの 3 年間の使用期間が終了したものを教職員用として再活用する。できるだけ速やかに 1 人 1 台のパソコンを活用できるようにする。
- ③実施時期は、平成 20 年度～実施している。

(4) 現状

- ①学校教職員のパソコン保有数は、学校により格差がある。
- ②教職員全員にパソコンを配備する必要がある。
- ③個人のパソコンを職場で使用している教職員が多い。
- ④パソコンが少なく、仕事の効率向上に支障がある。

(5) 必要性又は期待できる効果

- ① パソコンを活用することで、教職員の業務効率を向上させることができる。
- ② パソコンを活用して教材等が作成できれば、他の教職員も教材を共有して活用することができる。教育の質を向上させることができる。

(6) 検討事項・課題

- ① できるだけ早期に教職員のパソコンを配備するため、新規の購入、行政で利用したパソコンの再利用を含め導入計画を検討する。

3.2 教育における ICT の活用促進

(1) システムの概要

学校教育の ICT 活用を進めることで、教育効果を上げることが期待できる。文部科学省の実施した「ICT を活用した授業の効果等の調査」によれば、ICT を活用した教育の場合と活用しなかった場合との比較では、ICT を活用した場合がより教育効果を上げられたとの調査結果が得られた。

(2) 関連部門

教育委員会、情報推進課

(3) 情報化の方針

- ① 国、県及び各種財団法人等が多くの有効な教材を公開している。これらの教材を利用した ICT 教育を進める。
沖縄県では、沖縄県立総合教育センターの提供する教材等がある。
- ② コンピュータ室の活用によるものと、各教室で教材を TV モニター等に映して授業を行う方法などがある。様々な方法で、既存の公開教材を有効に活用することができる。
- ③ 導入時期は、平成 21 年度～とする。

(4) 現状

- ① 小中学校のコンピュータ教室の活用が進んでいる。すぐれた教材を積極的に活用する必要がある。
- ② 国、県及び各種財団法人等が多くの有効な教材を公開している。

(5) 必要性又は期待できる効果

- ① 教育における ICT 活用により、子供たちへの教育効果が向上するとの報告がなされている。
- ② パソコンを活用して教材等が作成できれば、他の教職員も教材を共有して活用することができるので、教育の質を向上させることができる。

(6) 検討事項・課題

- ① 教育委員会及び各学校は、国、県及び各種財団法人等が公開している教育コンテンツを、南城市の学校教育に反映させる計画を策定していく必要がある。

3.3 学校における備品台帳の電子化

(1) システムの概要

備品台帳の電子化を進める。

(2) 関連部門

教育総務課、教育施設課、情報推進課

(3) 情報化の方針

- ①備品管理台帳を表計算ソフト等で管理できるようにする。
- ②備品管理台帳は、学校間で共有管理し貸借管理ができるようにする。
- ③実施時期は、平成 22 年度とする。

(4) 現状

- ①備品管理台帳が、各学校でばらばらな様式の紙台帳で管理している

(5) 必要性又は期待できる効果

- ①備品が学校間で共通管理できると、備品の貸し借りができるので、有効利用でき、備品数を減らすこともできる。

(6) 検討事項・課題

- ①備品の洗い出しや整理、及びデータ化を進める。

3.4 メールマガジンの構築

(1) システムの概要

事前に登録した保護者等のパソコンのパソコン又は携帯電話への情報を配信するシステムを構築する。

(2) 関連部門

教育委員会、情報推進課

(3) 情報化の方針

- ①保護者などの関係者のパソコン又は携帯電話へ学校の連絡や不審者情報などの情報を配信できるシステムを構築する。
- ②実施時期は、平成 22 年度とする。

(4) 現状

- ①学校からの保護者等の関係者への連絡は、電話網や紙によるお知らせで行っている。緊急連絡網も時間がかかることがある。

(5) 必要性又は期待できる効果

- ①保護者などの関係者のパソコン又は携帯電話に情報が配信できるので、必要な情報を直ちにかつ確実に配信することができる。
- ②保護者がどこにいても、情報を受け取ることができる。

(6) 検討事項・課題

- ①メールマガジンの登録方法を検討する必要がある。
メールマガジンの入手の申請手続きにおいて、申請者が保護者であるかを厳密に確認する必要がある。紙による申請と本人確認が必要である。
- ②配信する情報の種類など情報配信に係る運用方法を検討する。
- ③配信した情報が保護者に届いたことの確認などの機能、保護者から学校側が情報を受けられるようにするシステム等を検討する。

第7章 情報化の優先順位の検討

ここでは、第4章から第7章で整理した情報化施策と情報化の進め方に基づいて、情報化施策毎に情報化の優先順位を付けて、情報化の時期を相対的に位置付ける。

1. 南城市情報化優先順位を検討にあたっての留意点

情報化の優先順位は、あくまで現時点の評価となることに留意する必要がある。

世の中の動きが著しく変動する昨今では、情報化に対しては、社会変動や技術変動に柔軟に対応する必要がある。

- ・ICT 技術は激しく革新する。日々、最新技術に留意し最適な時期にシステム化を行う必要がある。
- ・行政に対する市民の期待や要望を優先した予算配分となる。景気後退が長引く懸念があるため、情報化も柔軟に対応する必要がある。

情報化基本計画は、市の情報化を推し進めていくための指標となるものだが、外部要因（社会情勢）及び内部要因（財政事情等）によって適宜見直していくものとする。

2. 南城市情報化にあたっての標準的な優先順位

情報化の優先順位の整理は、第5章の1. 2. に基づいて評価を行う。

(1) 優先順位の評価づけについて

南城市の情報化は、①重要性、②緊急性、③情報化の容易性の項目で評価した。

それぞれの評価項目を3段階で評価し、課題や施策の相対位置を点数で表した（相対評価）。評価の軸は、第5章の1. 2. の観点で行った。

【 評価レベルの説明 】

重要性

- ◎ (3点) : 市の施策として、最重要課題である。
- (2点) : 市の施策として、重要課題である。
- △ (1点) : 市の施策として、有効な課題である。

緊急性

- ◎ (3点) : 市の施策として、緊急対応すべきである。
- (2点) : 市の施策として、数年以内に対応できればよい。
- △ (1点) : 市の施策として、さしせまった緊急性はない。

容易性

制度・仕組み・標準化・人の情報リテラシー、予算面などで情報化の容易性の観点で評価する。

- ◎ (3点) : 情報化を推進する上で、調整事項の難易度は低い。
- (2点) : 情報化を推進する上で、調整事項の難易度はそれほど高くない。
- △ (1点) : 情報化を推進する上で、調整事項の難易度が高い。

(2) 地域が主体で市が支援する事項

「南城市総合計画」に基づき南城市の情報化を検討した事項の中には、地域が主体

となって情報化を進める事項も含まれている。そのため、情報化の優先順位評価の中で地域が主体となって情報化を進める項目を抜きだした。

3. 優先順位と導入時期

1に基づいた施策の導入時期は、相対位置の点数に従って次のように位置付けた。

(1) 情報化の実現時期について

評価項目の積（相対点数）と情報化の実現時期

19点から27点・・・平成21年度の実現

12点～18点・・・平成22年度の実現

7点～11点・・・平成23年度の実現

1点～6点・・・平成24年度以降の実現

4. 南城市情報化優先順位評価

上記1. 2の評価の観点に基づいて評価した（市の施策順の表示）。

カテゴリー		課題又は施策	① 重要性	② 緊急性	③ 容易性	計 ①×②× ③	導入時期	関連番号 ページ
1. 地域情報化に関する現状と情報化の方針	1.1 産業振興面の施策	1.1.1 情報通信産業に係る企業の誘致	◎3	○2	△1	6	平成23年度以降	36 ページ
		1.1.2 農水産物のインターネット販売	◎3	○2	△1	6	平成24年度以降	38 ページ
		1.1.3 地域共同ポータルサイトの構築	◎3	○2	△1	6	平成24年度以降	40 ページ
	1.2 観光産業	1.2.1 観光総合ポータルサイトの構築	◎3	◎3	○2	18	平成22年度	42 ページ
	1.3 健康・福祉	1.3.1 子育て情報提供システムの構築	○2	○2	○2	8	平成23年度	45 ページ
		1.3.2 高齢者・子供見守りネットワークの構築	○2	○2	△1	4	平成24年度以降	47 ページ
	1.4 教育・文化	1.4.1 市民の情報リテラシー教育支援	◎3	◎3	◎3	27	平成21年度～	49 ページ
	1.5 地域内外の相互理解深耕	1.5.1 デジタルアーカイブの構築	◎3	◎3	○2	18	平成22年度～	50 ページ
	1.6 市民ニーズに準じた行政サ	1.6.1 自動交付機の導入	◎3	◎3	○2	18	平成22年度	52 ページ
		1.6.2 コンビニ収納の導入	◎3	○2	◎3	18	平成22年度	55 ページ

カテゴリー		課題又は施策	① 重要性	② 緊急性	③ 容易性	計 ①×②× ③	導入時期	関連番号 ページ
	ービス	1.6.3 市民サービスコールセンター構築	◎3	○2	◎3	18	平成22年度	57ページ
		1.6.4 公金クレジット決済	△1	△1	△1	1	平成24年度以降	60ページ
2 行政 内部 の情報化 に関する 現状と情報化 の方針	2.1 電子自治 体の推進	2.1.1 公有財産台帳の構築	◎3	◎3	◎3	27	平成20年度～	61ページ
		2.1.2 公共施設の地デジ対策	◎3	◎3	◎3	27	平成21年度～	63ページ
		2.1.3 基幹系システムのリプレース	◎3	◎3	○2	18	平成22年度	64ページ
		2.1.4 基幹系・情報系ネットワークの統合	◎3	◎3	○2	18	平成22年度	65ページ
		2.1.5 情報系システムのリプレース	◎3	◎3	○2	18	平成22年度	66ページ
		2.1.6 認証方式の見直し（生体認証方式の導入）	◎3	◎3	○2	18	平成22年度	67ページ
		2.1.7 情報資産管理・監視システムの見直し	◎3	◎3	○2	18	平成22年度	69ページ
		2.1.8 勤怠管理システム、入退室管理システムの見直し	◎3	◎3	○2	18	平成22年度	71ページ
		2.1.9 サーバ統合	◎3	◎3	○2	18	平成22年度	72ページ
		2.1.10 法定外公共物管理台帳構築	○2	○2	○2	8	平成23年度	73ページ

カテゴリー	課題又は施策	① 重要性	② 緊急性	③ 容易性	計 ①×②× ③	導入時期	関連番号 ページ
	2.1.11 沖縄マップセンターへの参画	○2	△1	○2	4	平成24年度～	75 ページ
	2.1.12 電子入札システムの構築	△1	△1	△1	1	平成24年度以降	76 ページ
3 教育委員会、小 中学校の情報化に 関する現状と情報 化の方針	3.1 教職員用パソコンの整備	◎3	◎3	◎3	27	平成20年度～	77 ページ
	3.2 教育におけるICTの活用促進	◎3	◎3	◎3	27	平成21年度～	78 ページ
	3.3 学校における備品台帳の電子化	○2	◎3	○2	12	平成22年度	79 ページ
	3.4 メールマガジンの構築	◎3	○2	○2	12	平成22年度	80 ページ

用語集

	用語	意味
	ASP サービス	ASP : Application Service Provider インターネットを通じて顧客にビジネス用アプリケーションをレンタルするサービスのこと。提供者はアプリケーションサービスプロバイダー(ASP)と呼ばれる。
	GIS	GIS : Geographical Information System デジタル化された地図(地形)データと、統計データや位置の持つ属性情報などの位置に関連したデータとを、統合的に扱う情報システムのこと。
	ICT	ICT: Information and Communication Technology 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称のことで、多くの場合「情報通信技術」と和訳される。
	NPO 法人	営利を目的としない民間の組織や団体のこと。会費、事業収入、民間の寄付、行政の補助金等を財源にして、ボランティアの労働力などで運営を行う。
	PDCA サイクル	マネジメントサイクルの1つで、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のプロセスを順に実施することで、品質の維持・向上および継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法のこと。
あ	アウトソーシング	業務を外注すること。情報通信システムの設計・運用・保守を専門業者に委託すること。組織内の限られた資源の有効活用、費用の削減をめざして行われる。
	インターネット	全世界のネットワークを相互に接続した巨大なコンピュータネットワークのこと。
	オンライン	インターネットを通じて行なえる状況のこと。
か	コールセンター	電話とコンピュータの機能を統合しサービスを行う設備または施設のこと。
	コンシェルジュ	ホテルにおいて、客の要望に応じて観光の手配や案内などを行うスタッフの意味が転じて、特定の分野や地域情報などを紹介・案内することや機能のこと。
さ	情報リテラシー	情報化社会でコンピュータなど情報関連技術を習得し、積極的に情報を活用することのできる能力のこと。
た	ダークファイバー	敷設されていながら稼動していない光ファイバーのこと。

		と。 通常、光ファイバーを敷設してもその帯域をすべて使い切らず、未使用の帯域が残されている。この帯域がダークファイバーである。
な	ナローバンド	「低速な」通信回線のこと。特に、電話回線を通じたインターネットへのダイヤルアップ接続のことで、アナログモデムや ISDN 回線などを用いた通信回線のこと。
は	ブロードバンド	高速な通信回線のこと。光ファイバーや CATV、xDSL などの有線通信技術や、FWA、IMT-2000 といった無線通信技術を用いて実現される通信回線のこと。
	ポータルサイト	「入り口」、「玄関」の意味。ポータルサイトとは、ユーザーにとってのインターネットの入り口、すなわち、Web ブラウザーを起動したときに表示され。
わ	ワンストップサービス	一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて、いっぺんに完了させられるサービスのこと。
や	ユビキタスネットワーク	コンピュータなどの情報通信機器を、同時に、どこでも、あまねく使えるネットワーク環境のこと。
	ユニバーサルデザイン	障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。